

福祉文教委員会会議録

令和2年8月6日(木)
(開 会) 10:00
(閉 会) 15:30

【 案 件 】

1. 保育行政について
2. 児童生徒の安全対策について

【 報告事項 】

1. 穂波地区の子育て支援センター設置場所の決定について
2. 療育関連通所施設に関する覚書の解除について
3. 飯塚市学校施設長寿命化計画について
4. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「保育行政について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

それでは、提出しております資料に沿ってご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。4段に分かれておりますが、1. 市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3号のみ）、2. その利用状況、3. 未利用者、4. 未利用児童の状況に沿ってご説明いたします。2・3号のみとなっておりますのは、1号認定は幼稚園児であり、それ以外の人数を示しております。1から3までの月ごとの人数は毎月1日現在の状況、4. 未利用児童の状況については、令和2年7月1日現在の状況を記載しております。令和2年7月1日現在の人数でございますが、1. 保育施設支給認定者数が3572人、2. 利用者数3494人、3. 施設未利用者数78人となっております。未利用者78人の内訳は、一番下の表になりますが、指定のみ希望者24人、求職中21人、待機児童33人となっております。1の支給認定状況ですが、前月までの申し込み者数となります5月、6月の支給認定者数の前年比は、平成30年から令和元年の前月比と比較して大幅に減少しております。これは新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響があったものと考えられます。2の利用状況でございますが、4月は前年と同数程度となっておりますが、5月以降の利用者については減少しております。3、4の未利用者数について、6月は減少しておりますが、ゼロ、1、2歳の申し込みが多く、特に6月にゼロ歳児の申し込みが多かったことから、7月の未利用者数が増加しております。

資料2ページをお願いいたします。令和2年7月1日の各年齢別の入所状況について、2ページに公立保育所・こども園と私立こども園、3ページに私立保育園の各施設の年齢階層ごとの入所定数及び入所児童数、定数に対する利用率、入所率が100%以下の施設については、その理由を記載しております。公私立施設全体の利用率は、右上段に記載しておりますように、99.5%となっております。内訳としまして、公立保育所・こども園の利用率は92.6%、私立こども園の利用率は102.2%、3ページに記載しております私立保育園の利用率は101.4%となっております。公立、私立を問わず各園に共通していることですが、ゼロ歳児については既に定数に達しているところや、在園児の兄弟が入所する予定があるため、その他の新規申し込み児童については、入所できていない状況です。

資料4ページをお願いします。年齢別未利用児童の希望申込先（第3希望まで）については、未利用児童78人の入所希望施設の申し込み施設について、第1希望から第3希望の施設まで

を一覧表にしたものです。

資料5ページをお願いいたします。令和2年未利用児童一覧については、資料5ページから7ページにかけて、未利用児童となっている78人の年齢、性別、加算認定項目、利用認定指数の合計、入所希望施設を第1希望から第4希望まで記載しております。兄弟同時の申し込みがあつて、ゼロ、1、2歳が入所できていないため、入所できていない人数がそのゼロ、1、2歳を含め15名となっております。

資料8ページをお願いいたします。8ページから16ページにかけての保育所、認定こども園定数及び入所状況・保育士定数及び配置状況については、8ページに公立保育所、9ページに公立認定こども園、10ページから14ページにかけて私立保育園、15ページから16ページにかけて私立認定こども園を記載しております。8ページの菰田保育所を例にご説明いたします。年齢別の人数を示しているところの左の欄に①から⑬まで区分しております。児童数に関して、①から④の下の米印まで記載しております。①年齢別の利用定員数、②市内児童の入所児童数、③広域児童入所者数、この入所者数は、市外居住の児童が菰田保育所に入所している児童数となります。その下の米印が菰田保育所を利用している児童数の合計人数を示しております。④8月1日以降入所予定兄弟児童数、現在、菰田保育所に入所している児童の兄弟が8月以降入所を予定している児童数となります。その下の米印は現在入所している人数と入所予定の兄弟数を加えた人数となります。保育士の人数に関して、⑤から下に記載しております。⑤利用定員保育士定数は、利用定員に対しての必要保育士数となります。⑥入所児童数比保育士必要数は、現在、菰田保育所に入所している児童数に対する必要保育士数となります。⑦は、入所予定の兄弟児が入所した場合の必要保育士数となります。⑧から⑩は、現在在籍している保育士、正規職員と臨時職員の在籍者数となります。⑪は、利用定員に対する保育士の充足数となります。⑫は現在入所している児童数に対する必要保育士の充足数を示します。⑬は予定している兄弟児が入所した場合の充足数となります。公立保育所と私立保育園では若干様式が異なっております。これは、私立保育園が給付費の加算等の関係で、加算をつける場合に配置している職員数を記載しているものです。

10ページをお願いいたします。各年齢の計の右から、加算対象主任、定員90人以下加算、特別保育加算とあります。この加算に配置している場合に給付費の加算の対象となります。

15ページ、16ページの認定こども園については、利用定員、入所児童数は、幼稚園部1号と保育部2号、3号の合計を記載しております。補足説明といたしまして、8ページの菰田保育所で説明させていただきますが、菰田保育所のゼロ歳児の部分となりますが、⑫の入所児童比必要保育士充足数は、現在のところは足りている状況ですが、⑬の入所児童比必要保育士充足数（兄弟含）は兄弟入所予定者が入所した後は、計算上は不足となりますが、児童数の右の欄の代替職員により調整することとなります。

資料17ページをお願いいたします。各年齢別人口及び保育所等の入所状況については、令和2年7月1日現在のゼロ歳児から5歳児までの年齢別人口の保育所、こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用状況を記載しております。教育・保育施設の利用率がゼロ歳児から5歳児までの全体で75.4%となっております。無償化の対象となっている3歳児から5歳児では人口の合計が3367人、利用者数の合計が3292人、利用率が97.8%と高い利用率となっております。続きまして、資料はございませんが、ミニ合同就職説明会について報告いたします。例年合同就職説明会を6月末ごろに開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止といたしました。しかしながら、1人でも多く就職していただくためには、飯塚市の保育園、こども園、幼稚園を広く知っていただく必要があることから、合同就職説明会の代替として、本市公式ホームページ内に「2020私立保育園・こども園・幼稚園ミニ就職説明会」と称した特設ページを開設し、各園の特色や園長及び先輩職員からのメッセージ等の情報を掲載することで、就職希望者により多くの情報提供を行っております。7月10日か

ら開設いたしまして、8月3日現在、閲覧数は1992件でございます。また、就職希望者からの問い合わせ等に対応するため、リモート面談を予定しております。今後も飯塚市私立保育協会及び、飯塚市私立幼稚園連盟と協力しながら説明会等を実施し、市内の私立保育園等の保育士確保に努めていきたいと考えております。以上、「保育行政について」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

1ページ目の未利用児童の状況で、未利用児は78名なんですけど、待機児童が33名というふうになっています。この違いというところを教えていただいてもよろしいですか。

○子育て支援課長

こちらの78名のうち33名が待機児童という形になっております。この待機児童の中には、留学生の方もいらっしゃいますし、求職中の方も含まれております。こちらの待機児童のところで、内訳のところですけども、指定園のみの方が24名いらっしゃいます。求職中が21名となっており、その45名がその方になります。

○兼本委員

では、この中で現状というか、例えば支給認定をもらっていらっしゃいます。でも、指定園のみだからこの園には行っていない。けれども、例えば企業主導型であったりとか、そういったところも利用していらっしゃる方々というのは把握されていますでしょうか。

○子育て支援課長

例年8月ぐらいに利用ができていない方に対して、どういった施設を今利用しているか等の調査をしておりますけれども、まだ今現在はできておりません。今後調査をしていくことにしております。

○兼本委員

結局、どれだけの人数が待機児童、本当に必要なのかといったところの数というのが必要になってくるのではないかと思います。今回、子育て支援課と別に待機児童政策課でしたっけ。待機児童の専門の課ができたわけですね。そうすると、例えば企業主導型に行かれた方と、例えばその企業主導型の施設との連絡を取り合ったりとか、という形で情報をもう少し共有化するような、体制づくりというのはできないものなんでしょうか。

○子育て支援政策課長

今のところは、今、委員がおっしゃる内容についてはまだ検討はしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:19

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

企業主導型保育施設等の認可外保育所については、去年、各園を飯塚市職員が回って内容の状況把握をしております。ことしコロナの関係もそうだったんですけども、県からのいろんな通知が参りました。それは各認可外の保育施設に対しても送っております。また公立保育所でゼロ歳児とかもそうなんですけれども、入れない子どもさん、どうしても入れない子どもさんがいらっしゃいますので、ご案内をしております。

○兼本委員

何と言うのでしょうか。待機児童を解消していこうという話の前提に私たちは、この待機児

童33名を主に考えればいいのか、それ以外の45名の方というのは、本当にこの待機児童と考えると、していないのかというようなものを考えていくときに、もし企業主導型も飯塚市は待機児童解消のため企業主導型も利用しましょうというような、考えにあるわけですね。そうであるならば、現に今、支給認定を受けられていて、特定教育・保育施設に入っていない方はこれだけです。このうち、それ以外の施設を利用されている方はこれだけです。なおかつ、本当に利用したいんだけど、利用できない人は、これだけですというような形をやっぱり把握をしないと施策自体もどう打っていくかということが今までもこれもかなり何年も続いています。もう少しちょっとこの数字の詳細化というか、そういったものを出していただければと思いますので、今行かなくても連絡のやり方、報告のやり方というのはさまざまできるのではないかと。現場に行く必要はないと思うんですね。ただし、やはりそういう企業主導型等の保育施設との協力体制というのは、しっかりつくらないといけないと思いますので、そのあたりをつくっていただいて、もう少し待機児童の詳細というのを具体化していただきたいと思いますけれども、できますでしょうか。

○子育て支援政策課長

今、委員がおっしゃられている内容については、ちょっと検討させていただきまして、今後役立てていきたいと思っております。

○兼本委員

ぜひ、お願いしたいと思っております。では次に、それ以外の資料で見ますと、やっぱり先ほど課長が報告されましたようにゼロ歳児の待機児童者というのが非常に多いんじゃないかと思っております。待機児童の方々の状況というのは未利用児童一覧表というので出されてありますけれども、この33名の方というのは、このうちどなたかというのは、ちょっとわからないところもあるんですね。そのあたりもちょっと資料的にちょっと具体化してほしいということと、例えばこの指数合計が130ということは非常にもう本来は、利用しなくちゃいけない方々じゃないかなと思うんですね。そういった方が、100以上の方がだいぶいらっしゃいますよね。ゼロ歳児だけでも10名いらっしゃいます。第1希望、第2希望等を見ていると、兄弟入所があるのでということで先ほど言われていましたけれども、全体の保育士の量からいくとその配置の仕方によっては、受け入れられるのではないのかなと思ったりするんですが、そのあたりは現状どうなんですか。やっぱり受け入れられないから、入れないというような状況なんですか。

○子育て支援課長

全年齢で言えることですが、特にゼロ歳児について、この1番の方は130点ですが、指定園一つのみ書かれています。こちらの園につきましても、もう定員に満ちている等もありまして、入所が困難になっております。ほかの方々も入所希望にいろんなところを書いていただいているんですけれども、たまたまその組み合わせ的に厳しい状況にある方が、多いと思われまして。やはり1園しか書いていただかないとなると、どの園も厳しい。今どの園も厳しい状況で、特に1園しか書いていないとなお一層、点数が高くて厳しい状況にあります。

○兼本委員

この100以上で、例えばゼロ歳児にちょっとすみませんが限定させてもらいますが、指数が100以上の方々の中で33名の中に入っているという利用者の利用状況というのは、いらっしゃるんですか。

○子育て支援課長

希望を2つ以上書かれている方は33名の中に入っていますけれども、育休中の方が何人入っているかというのが、ちょっと今現在わかりかねます。

○兼本委員

必要な方というのは、いらっしゃるということですね。そうすると、その方が今、第4希

望まで書かれてあっても入所できない。でも、必要なんだと。待機児童ですから、基本的に利用されたいということだと思います。この矛盾というか問題点、この問題点についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長

先ほどの資料の説明のときに申し上げましたけれども、ゼロ歳児については、もう既に定員がいっぱいなところと、あと兄弟児の予定があるということで、早急な入所は難しいということは、保護者の方にお伝えし、ほかの園、例えばですけれども、認可外の保育所のパンフレット等を紹介しております。

○兼本委員

ということは一つは保育士さん、ごめんなさい、それでは施設のキャパとしては、例えばあと数名を、もし受け入れるとして、受け入れることは可能なんですか。

○子育て支援課長

保育の受け皿的なものであれば、保育園の全体の定数から見れば入れるけれども、各園の保育士さん、今いらっしゃると思いますが、その人数からするとゼロ歳児は、3人に1人の保育士さんが必要となりますのでその確保、3人に入れたら1人が必ずいますので、この何十人かいらっしゃいますけど、その方を全て今入れる状況にはないと思われま

○兼本委員

ということは、施設的には大丈夫ですよと。今、課長から答弁いただきましたけど問題点としては、保育士さんが足りないんだよと。だから入れられないんだよということでよろしいんですかね。

○子育て支援課長

私立については、定員がもう、かなり定員を超えているところもありますので、保育士さんは足りていないということはないと思われま

○兼本委員

ということは、もう私立に関しては、もうこれ以上ゼロ歳児を受け入れられないということでもよろしいですか。

○子育て支援課長

各私立保育園が保育士さんの募集をかけるなり、園の今の受け入れの状況を考えられて、全く入れないということはないとは思いますが。現状を毎月こちらのほうとしては、各園に入れますかというお尋ねをしていきますので、状況は変わってくる可能性はあります。

○兼本委員

問題点は何だと思います。ちょっと今の答弁だと、ちょっと問題点が私はわかりづらくて、理解できないんですけども、問題点は何なのか、それともその無理なのか。どうなのかというところをちょっとご答弁いただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：30

再 開 10：31

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

今の現状では厳しい状況にあります。来年度に新しく認定こども園に移行する幼稚園があります。また、新しく保育園が開設されます。そちらのほうが、やはり人数、受け皿的には新しいものができますので、来年度以降は、減少していくと考えております。ことしについては、やはりもう難しいところがありますので、先ほど申し上げましたように、企業主導型保育施設、認可外の保育施設等のご案内を丁寧にしていくことになると考えております。

○兼本委員

そうすると今年度に関しては、私立校を含めて、ゼロ歳児の入所というのは非常に厳しいんだということよろしいですか。

○子育て支援課長

公立保育所につきましては、会計年度任用職員さんの募集と任期付きの保育士さんの募集は引き続きしております。募集はしておりますが、なかなか応募がないという状況ですので、会計年度任用職員さんにつきましては、時間をパートの時間まではっきり明示して、午前中に来ていただく方、午後から中心に来ていただく方と、働きやすい形を示しまして、募集しております。

○兼本委員

それは公立保育所は受け入れられますよということの答弁ということに理解していいんですか。

○子育て支援課長

受け入れの体制を整えてまいります。

○兼本委員

そうすると、今年度は公立保育所と企業主導型保育所で、どうにか待機児童を解消していくというのが、この飯塚市の方針ということよろしいですか。

○子育て支援課長

現状今8月の、この現状でこのゼロ歳児の申し込み。例えばですけれども、ゼロ歳児の申し込みで新規に4月以降に申し込まれた方、4、5、6月合わせて84名いらっしゃいます。1歳児は22人、2歳児は13人とゼロ歳児だけがちょっと突出している状況であります。こちらをについては、やはり全員をどこかに入っていただくというのは、もう無理だと考えておりますので、できるだけ減らすために、公立のほうで受け入れられる部分は、受け入れたいと考えております。

○兼本委員

結局、今までのこの保育行政についてということに昨年ですか、新しい保育所ができますということで、来年度以降に関しては、ある程度大丈夫だよということは理解しています。問題は、そこまでの間をどうするかということだと思えますね。今、企業主導型保育所のほうもちょっと聞いてみますと、募集は案外いっぱい、なかなか新規でこれから入るのは難しいんじゃないかという話も聞いております。そのあたりは市のほうとしても御存じなのか、であるならば、もう公立保育所だけしか最終的選択肢が出てこないんじゃないかと思えますけれども、それとあとは、利用者のほうにどういうふうマッチングをしていくのか。そういったところを考えていけないといけないと思いますが、そのあたりの例えば企業主導型のほうが現状がどうなのかとか、もしくは、今公立保育所に関しては、さまざまな勤務体制等を考えられて募集をかけてあるということは聞きましたので、企業主導型の状況であるとか、あとは待機児童利用者の方のマッチングの方法というか、ここだったら大丈夫ですよということに、どうやって行ってもらえるのかというような形のものに関しては、どのようにされていくというふうにお考えなのか、お伺いします。

○子育て支援課長

各保護者の方で申し込みをされた方につきましては、保育所、本人が保育所と思って、保育所ばかり探されている方もいらっしゃると思います。年齢によっては幼稚園、幼稚園と言いますかこども園のほうのご案内もできるかと思えます。また認可外保育所につきましても想定されていない方もいらっしゃると思いますので、ちょっと空き状況まではちょっと現在のところ、企業主導型、認可外についてはわかりませんが、こういう園がありますよというご案内はできるかと思えます。今申しあげました人数、実際に入っている方の方の人数については、今

までも調査はしていないと思いますので、ちょっとこれからどれぐらいの、定員数は表に出ていますのでわかりますけれども、実際に入っている子どもさんの数はわかりませんので、調査に協力いただける園、必ずしも全園が協力いただけるかどうかわかりませんが、協力していただきたいと考えております。

○兼本委員

先ほどの部分、一番最初お話しした部分も含めて、一応ここはもう少し企業主導型の施設と話し合っていて、やはりちょっと情報の共有化というのを進めて、ぜひ、早急に進めていただきたいと思います。現にやっぱり33人いらっしゃるわけですね。やっぱりその保護者の方も働かないといけないと、なので必要なわけですね。これは何回も何度も何度も話しますけれども、やはり子育てをどう支援していくかというのは、非常に重要なことだと思いますので、もう少しちょっと早目のいろいろ策を考えていただいて、進めていただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりを本当に進めていただきたいと思うんですけれども、進めていただけますでしょうか。

○子育て支援課長

先ほども申し上げましたように来年度は新しい園が2つできます。いかにことし、今年度を乗り切るかというところがやっぱり早急な対策が必要と思われるので、先ほど申し上げました企業主導型の人数とかを調べてマッチングをしていきたいと考えます。

○兼本委員

次に、保育士さんなんですけれども、修学支援もしくは生活支援とされてあります。今回ちょっとその辺の資料というのがなかったんですけれども、今年度の現状としては、どうなんですか。例えば修学支援のほうの現状と、どのくらい新しく見込みがいくのかと考えていらっしゃるのかというのが、もしわかれば教えてください。

○子育て支援課長

修学資金の貸付金の関係で申し上げます。今年度はコロナの影響もありまして申し込みが例年よりもおこなわれている状況にありますので、ことしの数は、まだちょっとはっきり出ておりませんので、昨年度末の人数で申し上げたいと思いますが、昨年度末までに修学資金貸付金では41名、生活資金貸付金では22名、緊急支援金では81名の方、これは合計になりますけれどもされております。こちらのほうの利用をされておこなわれて、私立保育施設への就職者は増加しているようですので、ある程度その貸付金の効果があったと考えております。

○兼本委員

具体的に来年度、新しく卒業されて行かれるであろうと思われる人数というのはわかりますか。

○子育て支援課長

修学資金については、学生さんの人数になります。新規の申し込みは現状ではわかりかねますが、今2年生の方と1年生の方等がいらっしゃいますので、その方は継続されると思います。今、1年生、今現在1年生の方が6名貸し付けを受けていらっしゃいます。学校によりまして、4年制の大学に行かれている方等もいらっしゃいますので、実際は、8名程度かと思われます。

○兼本委員

ことしは11名でしたっけ。4月に予定されて、去年の報告で飯塚市のほうに入られる、11名と言われていましたっけ。いや、何ですかね、修学支援をもらわれているということは、最終的に飯塚市の私立保育所に就職するという見込みということで考えられているわけですね。来年はそしたら8名ということなんですか。

○委員長

時間かかりますか。

○兼本委員

そしたら、だいたいその修学支援を受けられる方の何%ぐらいが、飯塚市の私立保育園のほかに就職されてあるんでしょうか。例えば受けてある方が就職します。そのときに、例えば10名が受けられてあった、そのうち10名がそのまま就職されてあるのか、それとも10名中8名とか5名とか、そういう状況なのかというのが、もしわかれば教えてください。

○子育て支援課長

ことしに関して申し上げますけれども、修学資金、学校に保育関係の学校に入られて修学資金を受けられた方で、ことしになって、保育士にならなかったという方はいらっしゃいます。ただちょっとすみません、人数については、今詳しい人数はわかりませんが、それは確実にいらっしゃいます。

○兼本委員

何かそれなりの、ほかにされたいメリットがあったんでしょうから、それもあれなんですけれども、現在この修学資金で今まで以上に、学生の方々が飯塚市の保育所に就職されてあるということは、もう2年ぐらいもたちますから、どのくらい現状どうなのかということは、ちょっとまとめていただいて、多分効果はあっているんだと思っています。そこで保育士をふやすためにもそのあたりの今現状の政策自体はもう大丈夫なんだよとか、こういう形で増えていますよというようなこととか、もしくは問題点がこういうことがありますとかというのがわかれば、そういうところもちょっと分析されて、いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○子育て支援課長

平成31年度、ことしの春に卒業されて修学資金貸し付けを受けていた方が13名いらっしゃいました。そのうち市内の私立保育園に就職された方が6割、7名となっております。

○兼本委員

そのなんで6割、ちょっとふえてほしいところあるんですけども、なぜなのかとかいうところが、もしわかれば次回にでもちょっと教えていただければと思いますし、その後の対策も考えていただければと思います。

次に、6月に大雨が非常に降りました。保育所自体もさまざまな場所にあると思います。やはり保育所によって、避難をする時期というのが変わってくるのではないかと思いますけれども、そのあたり、例えば各保育所が例えばその水害、飯塚市で考えれば水害ですね。水害に対して、ある程度何かルール等が決まっていて、そして保育所等に周知されてあるのかどうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長

ことしもそうでしたけれども、筑穂地区に避難指示が一部出ました。その際にはお迎えをお願いする、保護者の方に電話等をお願いするということをしております。ほかの園につきましても避難指示が出た場合には、お迎えをお願いするようにしております。

○兼本委員

避難指示が出るというところ以前で、例えばうちの保育所は場所的に、避難指示が出てから保護者に連絡をして迎えに来てもらう。時間がかかりかかりますよね。その間にちょっと危険が大きくなるんじゃないかと言ったようなことで、もっと早目に避難したほうがいいではないかというような、例えばお考えとか、そういう方針とかいうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○子育て支援課長

現在、各園において避難計画を作成されております。それに従って避難の準備等をされていると思いますので、やはりある程度、浸水しそうな地域というのは、もうハザードマップ等で赤いところはわかりますので再確認等を、今の現状とそれがあっているのかどうか、ハザード

マップ等を考慮したものになっているのかどうかという検討はしていく必要があるかと考えております。

○兼本委員

ぜひちょっと、多分その一つのルールの中では、全部の保育施設がそのルールの範囲の中でできるかどうかということは、非常に難しいんじゃないかと思います。そのあたりは、やはり各計画を見ていただいて、この時点で市としては、このような指示が出ていますというような形のものとかを教えてあげるといえるのか、連絡がとれるような形というのをとられたらどうかと思います。学校が雪とか台風、今、前日に休校とかいう連絡をしてありますよね。いいことにそれで台風とかが直撃したことはないけれども、事前に休校にしますというような話があります。保護者のほうも、ある程度どこで迎えに行ったらいいのかとか、どうしたらいいのかというやっぱり判断、保育施設も判断が難しいと思いますので、ちょっとそのあたりはもう少し話し合っただけであればと思いますので、先ほどちょっと検討されますということでしたから、ぜひちょっと話し合っただいて、各施設ごとにこうこうであればこうですよということの指導なり、打ち合わせなり、協力なりをお願いしたいと思いますが、それを考えていただくことができますでしょうか。

○子育て支援課長

やはり子どもさんの命を守るというのが大前提になってくるとと思います。各協会、いろいろ市の中での保育の関係の協会等もありますので、一緒に考えていければと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

資料の1ページ、4番目に未利用児童の状況ということで最終的に未利用者で78名、その内訳のところなんですけど、指定園のみ、これは1カ所のみを希望されて入れないよというところでお待ちの方、それと、その中段に求職中という21名という数字があるんですけど、これは一旦保育所に入られて仕事をなくして求職中のものか、現状で今働き始めるから求職中のものか、そこら辺の把握はどのようになっていますか。

○子育て支援課長

これは申し込みされたときの状況になりますので求職、今から仕事を探しますということで申し込みがあった件数となります。

○吉田委員

今から仕事を探されるということなんですけど、これについて未利用児童の追跡調査については、定期的にやっているということでしたけど、当然月別のものでやられていると思うんですけど、聞き取りあたりも、これは毎月行っているという考え方で、今現状で78名の方、これが7月の時点ですから、8月になって調査をするものか、9月になってするものかという、その間はどのくらい開きますか。

○子育て支援課長

未利用児童の状況につきましては、あくまでも申請時の状況でありますので、未利用児の人数といたしましては、申し込みの人数なので保護者の方の状況を毎月確認するということはしておりませんが、ことしはまだ1回もしておりませんでしたので、8月にはすることを考えております。

○吉田委員

それは、ぜひともやっていただきたいと思います。続きまして5ページ、5ページのほうに5、6、7ページか。未利用児童一覧表というところで、ちょっと私が気になるのがひとり親家庭の方で、数えてみますと6名ほどおられます。この方と21名の求職中との関連性とかいうのはわかりますか。

○子育て支援課長

こちらのひとり親の認定で丸のついているところの方ですけども、その中で申し込みの理由の中で求職中、仕事を探していますと書かれた方はこの中には、1人だけいらっしゃいます。7ページの67番の方、お1人となっておりますが、この方が書かれている保育園がやはり、ちょっと入所ができない状況になっております。

○吉田委員

お1人で地域外ということですね、こちらの方は。点数もなかなか低いと。それと1ページの方で一つの園だけの希望というのは、なかなかそこは入所数、保育士未達のため難しいと思うんですけど、このひとり親というところと、やはり求職中というのが今コロナ禍の中、仕事が、先ほど今月調査をされるということと言われましたけど、新たに仕事をなくした方もおられると思うんですね。それと特に気をつけなくてはいけないのは、ひとり親の方で仕事をなくした方、この方々たちの対応というのが非常に重要視をされますので、コロナ禍の中、本当に仕事もなかなか業務多忙で大変でしょうけど、こういうところを見逃さないような形で、引き続き調査をかけていって、この方たちが生活に困ることのないような形で、お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

かなりの数が待機児童が減ってきていてよかったなと思うんですけど、33名の方がこれからは迷われるんだろうなあとと思うと大変胸が痛くなります。それで、私が思うのはやはり働きやすい保育所、保育園であるべきだと思うんですね。そうすると、受け入れがしやすくなるというふうに私はすごく思っていて、そういう働きやすい保育者たちが、働きやすい環境になるための方策は何かありますか。

○子育て支援課長

私立も公立もそうですけれども、処遇改善に力を入れていると思います。やはり、保育所はお昼休みが取りにくいとか、そういったのも聞くことがございますけれども、加配の方、処遇改善の加配の方を活用されたりとか、あと事務補助の方も加配の計算に入っておりますので、できるだけ保育以外の部分の軽減を図っていると思います。具体的なことになると、例えばお昼寝の時間を外部の方、その時間だけ雇ってというか、雇用して見てもらうなどを行っているということだと考えます。

○金子委員

新しく新規で学生さんが卒業して、保育士になるという場合もあれば、一旦、仕事をやめて、それからもう一度入るといった場合があると思います。そのときに先ほど言われたように、子どもさんがいらっしゃって、自分自身が預けるところがないというところで、働きにくさを感じられていることがあると思いますので、その辺のところを、やっぱり働きやすさ、処遇改善が一番の問題だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つお聞きしたいのが、これ表、図をよく見ていると女性の働き方がやはり変わってきている。まず、何度も読めるように、ゼロ歳の子どもたちを預ける人たちがふえている。しかし、建物が、もともとの建物と入所定数が大変低い、これ恐らくもともとゼロ歳児は少なくて人数が大丈夫だろうという建物の中で配置の仕方があったんだと思います。それで昔、何十年前だったかわからないけど、それぞれの場所がゼロ歳のお部屋というのが小っちゃくって、それに今の時代が合わなくなっているというのが一番大きい問題ではないかなと思います。それで今後建てる建物に対しては、例えばゼロ歳児の人数とかをふやしていただくというような要望とかはできるんでしょうか。

○子育て支援課長

来年に建つ2園につきましては、もう定数が決まっておりますので、その園については今から変えるという、面積を変えたりとかは難しいかと思えます。去年生まれたゼロ歳児が多かったために、利用できない子どもさんがふえているという傾向にありますけれども、子ども、ゼロから5歳までの子どもさんの人数は年々減っております。今から先もゼロ歳児がふえ続けるということはないと考えますので、なかなか新しい私立の保育園やこども園が今からこれ以上、来年以降、来年というか、令和4年以降に、新しく新設されるというのは難しいかと考えております。

○金子委員

じゃあ、認定こども園と新しくできる保育園のゼロ歳、1歳、2歳児の予定人数がわかれば教えてください。

○子育て支援課長

新設の保育園につきましては、ゼロ歳児が9名、幼稚園の部分で新しくこども園に移行する部分につきましては、ゼロ歳が6名で15名増員で定数的には増員となります。1歳児につきましては、新設の保育園が15名、幼稚園、こども園につきましては12名、合わせて27名、2歳児、新設の保育園は18名、こども園が12名、合計で30名で、ゼロ、1、2歳の部分で2つの園を合わせましたら72名の増員となります。

○金子委員

私はもうちょっと多いかなと思って期待したんですけど、来年度が例えばゼロ歳児が全部で15名となると、この33名という数も、ことしでも入れていないのに、その子たちは1歳児になるから、33名に対してもやはり27名で、やっぱり足りていないとなると、来年度でもやはり新しく新設する保育所だけでは足りないということですよ。そしたらやはり先ほど言われていた企業主導型というところをお願いしていかなくちゃいけないということなるんですけど、その辺はどういうふうに整理されているでしょうか。

○子育て支援課長

来年度につきましては、公立のほうになりますけれども、去年の採用試験はなかった、保育士に対してはなかったんですけど、ことしは来年度の4月に向けて6名の保育士の採用を決めておりますので、入れなかった子どもさんも、ある程度は入ってこれるかと考えております。

○金子委員

その6名というのは、公立保育所に対して6名なので、恐らくその6名がゼロ歳児とかに入れば多分大丈夫かなというところなんですかね。

○子育て支援課長

6名はあくまでも予定でありますので、はっきり6名かどうかは、言えないんですけども、それとやはり来年の保護者の方の就労の状況、やはり急に働く方が、また増えたりしていくと厳しい状況かと思えますけれども、ことしよりはかなり緩和されると考えております。

○金子委員

最後なんですけど、やはりどう考えてもやっぱり足りないという状況がはっきりしたなと思いました。私はもう少し、来年度になったら、期待が持てるのかなと思って聞いていたんですけど、やっぱり難しさはやっぱり残るし、もともと子どもが少なくなるだろうということもあると思うんですけど、これだけ私の友人もたくさん保育士がいますが、かなり厳しい状況で働いていて、休んだり、やめては、またしたりという状況が続いています。保育士の働き方自体を考えていただくことも、保育行政としては大切な問題じゃないかなと思ってますので、たくさん子どもたちが安心して入れて、また保育士も安心して、豊かな働き方ができるというふうにしてほしい、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、「児童生徒の安全対策について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

前回2月5日の委員会で、福岡市で見守りシステム事業化について、九州電力の方に、飯塚市での導入について調査要望がございましたので、資料を提出しております。資料をお願いします。この資料は昨年11月14日の委員会で提出いたしました福岡市と兵庫県加古川市の比較表のうち、福岡市のみ新たに調査した部分を太字にして、今回新たに追記しております。その内容につきまして説明をさせていただきます。資料の上から4段目をごらんください。米印の部分ですが、九州電力から聞き取りました人口密度、学校数、児童数等の条件から、やはり飯塚市の規模では採算がとれないということで端末の無料配布は難しいということでした。資料、5段目の米印をごらんください。飯塚市では、固定基地局の設置費の負担が発生しまして、1校当たりと20カ所以上の設置が必要ということで、概算しますと、初期費用で3千万円近くになります。また、どのように設置していくかは、学校やPTAなどの協議により変更していくこととなりますので、福岡市でも、九州電力はかなり労力を費やしたと言われております。以上、簡単でございますが、IOTを活用しました児童生徒見守りシステムの概要につきましての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末議員

報告をいただきました。これも去年から、こちらの委員会のほうで審議をしている案件になるんですが、当初、加古川市のほうから始まりまして、先ほど報告がありました福岡市のシステムのほうがすぐれているんじゃないかというところで調査要望等もさせていただいておったんですが、そもそも論の部分になるかと思うんですが、児童生徒の安全を保つ、飯塚市内の児童生徒の安全を保つ意味で何とかできないかというところで、この委員会の審議をしているわけですけども、そもそもこの学校の登下校という部分について、学校としては、学校の管理のもとにあるものなのかどうなのか。その部分をちょっと明確にさせておかないと多分議論も進まないのかなとちょっと思いましたのでお聞きします。

○学校教育課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令によりますと、学校での事故によるけがなどの補償する災害の給付金制度は、下校中も学校管理下の範囲で補償の対象となっております。しかし、学校保健安全法が定めました学校の役割としましては、交通安全のルールを教えたり、保護者や警察と連携したりすることですので、安全保障まで求められておりません。そこで、学校の働き方改革につきまして議論しました中央教育審議会におきましても、下校時の見守り活動は基本的には学校や教師の本来の業務ではないと整理されております。しかし、子どもの安全に気をかけない学校、教師はおりません。日常的な見守りなどを求めれば、教師の役割や責任は限りなく多くなってしまいますが、この点で学校側としても、放課後の見守りを頑張っているという現状でございます。

○永末議員

いろんな視点からさまざまな考え方があるかと思うんですけど、今の課長の答弁からいきますと、基本的には学校の業務ではないというふうに整理をされているということかと思いますが、当然そのあと続きましたけど、やはり当然教師の方でその部分を気にされない方はいない。ただ私の子どもが通っています小学校の校長先生におかれましても自発的に、皆さんそうでしょうけど、登下校時の見守りとかされていますので、そういった部分はしっかりとあらわれているのかなというふうには感じております。私個人としてもこの問題を考えたときに、やはり最終的に自宅まで自分の子どもが帰るというのを学校に任せるとするのは、私個人的にはちょっとそれは違うのかなと思っています。やはり各親がしっかりとそこは学校まで送り届けるとするのは責任を負っているのかなと思いますので、今の答弁と私の考えというのは、相反してはおりません。ただ、やはりこの児童生徒の安全を守るという部分につきまして、当然学校の協力なくしてできるものでありませんので、その部分で何とかできることはないかというところで審議を進めておるつもりです。ちょっと続きましてお聞きしますけど、現時点でそういったお考えのもとでありますけど、現時点で児童生徒の安全対策として、飯塚市の学校ではどのようなことを行っておりますでしょうか。

○学校教育課長

小学校におきましては、特別活動の保健安全、また体育的行事におきまして、交通安全の指導や防犯指導につきましては、年度当初より日常の安全な行動ができますよう、継続して指導を行うよう計画を立てております。また、授業の体育の時間におきましても、交通事故や身の回りの生活の危機が原因となっておりますけがの防止、また周囲の危険に気づくなど、適切な判断のもとに安全に行動できることなどを学ぶ機会を設定しております。また毎日の朝の会、また帰りの会とまた道徳の授業等の時間を使いまして、みずからの生命や身体を守ること、また他人の安全に配慮すること、人とつながる力を身につける教育を行っております。この民主的な社会参画のスキルを子どもたちが身につけていくためにも、この教育というのは、犯罪者を生み出さない社会をつくる上で大切なことでありまして、児童生徒が将来生きていく安全な市民社会を見据えた教育を推進するよう行っております。

○永末議員

ソフト的な部分で教育的な部分でそれを防いでいくような教育を行っておるといふような答弁かと思うんですが、先ほどの課長のほうからも資料につきまして説明がありました。結論から言いますと福岡市と本市において、さまざまな状況が異なりますので、福岡市においては負担しなくてよいものを、仮に飯塚市のほうで導入するとなれば、かなり自己負担がふえるというふうな形になっておるかと思うんですが、仮に、このシステムというのを飯塚市の小学校のほうで整備をするというふうになった場合に、先ほど少し予算的な部分のお答えもありましたけれども、全体に整備するとなったときに、かかる費用、それと期間について答弁をいただけますか。

○学校教育課長

まず、費用につきましてですが1カ所当たり約7万3千円となります。学校中心に通学路を概ね4方向に分けて、その分岐点を考えると約1方向に5カ所と、全部で20カ所の設置が必要となると考えております。そうしますと、1校当たりが3千万円かかると言われております。またその期間ですが、九州電力よりますと年間に設置できる学校は2校から3校ぐらいだろうと言われております。本市で言いますと約6年程度かかると思いますし、またどこの学校から取りつけるかということも大きな問題になってくるのではないかと考えております。

○永末議員

まず、小学校全体でつけるとしたら全体の総額として幾らになりますか。

○学校教育課長

5億7千万円あたりかかる、約6億円というところですね。それがまず最低条件という形になります。

○永末議員

実際福岡市の取り組みのほうを検討していただいたかと思うんですけど、検討する中で、この福岡市の防犯システム、このシステムについてのメリット、デメリットというのは、飯塚市としてどのように把握されましたか。

○学校教育課長

これも福岡市が設置しました九州電力にお尋ねしますと、メリットとしましては、有料サービス、別に携帯で見れるようにするために480円を払っていただくわけですが、このサービスをつけることによって、子どもの位置確認をとらえることができまして、その履歴が見えるというメリットがございますが、デメリットとしましては、学校の中まで実際に入ったのかどうなのか、家までついたかどうかということまでは登下校途中まではわかるのですが、最後までわからないというデメリットがあるということで、福岡市のほうとしてもそのあたりを追加して、設置をしていかなくちやいけないという話で費用が、またコストがかかるという話を聞いております。

○永末議員

先ほどの答弁にもありましたけど、仮に1校あたりに設置するとした20カ所、4方向ありますので5カ所ずつつけると20カ所というふうなことかと思うんですけど、それは当然想定して、どこを通るということを想定してそこにつける。ただそのつけるという場所についても、さまざまな意見が出るだろう。そもそもどの学校からつけるのか、6年間整備するとしてもかかるということで、どの学校からつけるのかという部分についても、いろいろと問題が出るんじゃないかというふうな、教育委員会の認識というふうに思っております。この福岡市のそういった認識もとのシステムなんですけど、福岡市のほうで、この防犯システムのほうを導入しようというふうになった経緯についてまで、お調べされておったら答弁をお願いします。

○学校教育課長

最初、福岡市としましては、このように生徒児童数も多いため固定基地局の設置をしまして、その後、このシステムを使いまして、高齢者やペットの見守りなどの事業をふやしていくということで、それを想定しながら福岡市は進めていこうということで、福岡市の生活安全課というところの部署を中心に行おうとされておりました。飯塚市としましては、そのような条件でお話をもちかけたんですが、九州電力としましては非常に福岡市でも、もうかりが余りない。北九州市はどうですかと尋ねたところ、北九州市でもかなり難しいということで、飯塚市のほうで設置をしていくには困難な形の話を受けております。

○永末議員

福岡市のほうで学校防犯システムが導入された経緯、当初の経緯はどういった形で導入されたのか、お願いします。

○学校教育課長

すみません。福岡市のほうですが、市議会の方々の集まりの中で話がまず上がりまして、そこで地元の小学校に提案していこうということから、企業と学校とPTAの話によりこの防犯システムを取り入れていこうという話が始まっております。

○永末議員

全く多分、導入のきっかけは同じじゃないかと思うんですけど、当然私どもの福祉文教委員会のほうでも委員会の案件として、これを取り入れて、やっといこうというふうな取っかかりの部分にあるわけですけど、福岡市のほうではそれが、その取っかかりからさらに進んでいって、現実にはその整備が行われているというふうなことかと思っております。今、調査をしていたおかげでいろんな部分が見えたんですけど、私は私でちょっとシステム導入の機器がよ

りいいものがないのかと思って個人的に探してもいるんですけど、その中で福岡市のシステムというのを見ていたら、やっぱりそのポイントを通ったときに、ビーコンが反応するというふうなシステムになっているので、たしか実証実験もされたかと思うんですが、そのポイントを通らないケースというのがあって、なかなか検出されないとかということがあって、難しいというふうな結論に至ったと思うんですけど、それと同じようなことも福岡市のシステムだとあり得るのかなと思うんですが、いろいろ見る中でそれこそ月額料金が同じぐらいの分で見守りGPSみたいなのが最近あるんですね。もうだいぶその機器が、通信機器が発達してきていますので、それこそ5Gの時代とかということも言われていますので、そういうのを見ていくと、もう子ども自体が位置情報を発信するものを持って、スマホと連携させることで、そのスマホ上で今子どもがどこにいるのか、必ずしもそのポイントを通ったときに親に対して通知が来るんじゃないなくて、常にどこにいるのかがわかるというのをやはり導入しているご家庭もかなり多く、個人的に多くなっているというふうなところで、システムと比べるとそちらのほうが今後より現実味があるんじゃないかなろうかというふうに思います。加古川市と福岡市を調べていただいて予算的な部分とか導入の時間とか、導入にあたる上の協議の状況とかを見る上でも、より現実的なこと考えていくと、そちらのほうがよりいいんじゃないかなろうかということで、こういったのを調査していただいたおかげでちょっと見えてきた部分がございます。なので、今後はぜひ、そのシステムのほうをお調べいただきたいと思います。いろいろと見ますと、いろんなパターンがありまして、最初に購入して1万2、3千円で購入して、それが2年間の月額料金がかかりませんよというシステムとか、最初に5千円で購入してそのかわり月額料金は毎月500円がかかりますよとかいうふうな、いろんなものがあるんですけど、大体サービスは同じような、どこも同じような感じでございます。本市が提携しているソフトバンク社のほうからもそういったサービスが提供されておりました。ぜひそういった検討をしていただいて例えば月額料金を少し補助するとか、導入費用を補助するとか、当然それも希望制をとって、導入されたいご家庭に関しては、こういうのを導入されませんかというふうなことを考えていかれたらどうかなと思うんですよ。市議会のほうから発案した形になっていますので、ちょっときょうお願いしたいのは、ぜひ各学校にちょっとアンケートのようなものを取っていただいて、こういうことを教育委員会では、市議会から提案を受けて考えているんだけど、こういうことについてどう思うのかという部分、それがPTA向けなのか、学校向けなのかというのはちょっとまだ詳細は検討していただく必要があるかと思うんですけど、そういうのをちょっと取っていただいて、私もちょっと議会のほうから一方通行的な部分になってもいけないと思いますので、ぜひちょっとそういった部分の聞き取りも重ねていただいて、より生きたシステムが導入していければいいんじゃないかなと思いますので、その部分要望したいんですけど、ご回答いただけますでしょうか。

○学校教育課長

次回までに、各小学校でアンケートをとりましてその集約した結果をご報告したいと思えます。また、他の地域の取り組みに関しましても、情報を集めてまたお知らせできればと思えますので、次回報告をさせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：34

再 開 11：36

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

先ほど、全市内の基地局の値段が間違っておりますので、訂正をさせていただきます。全校19校ありますので、トータルしましたが約3千万円の金額がかかると。約6億円といったと

ころは3千万円の間違いでしたので、訂正をさせていただきます。すみませんでした。1カ所当たりから7万3千円です。その20カ所ということで約150万円。その19校ということで約3千万円あたりの費用がかかるということでもあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

基本的なことをちょっとお聞きしたいんですけども、現在登下校中の不審者情報とか、どのくらいあっているのか、教えてください。

○学校教育課長

昨年度、令和元年度になりますが、小学校が40件と中学校が14件の54件となっております。

○田中裕委員

本市では、もう30年ほど前でしょうか、登校中の小学校1年生の児童が、誘拐されて殺害されたという痛ましい事件がっております。先ほど答弁の中で課長が、自分の身は自分で守る教育をしているという答弁ございましたが、小学校1年生が自分の身を自分で守るということは不可能なことではないかと思えます。そう考えますと、先ほど永末委員も言われましたように、しっかりと体制を整えていく必要があると思えますので検討をよろしくお願いいたします。それとあわせまして、児童生徒の安全対策ということは必ずしも登下校中だけではございません。これも20年近く前になるでしょうか、小学校に不審者が侵入してあのおとき十数名殺害されたんでしたかね。そういう痛ましい事件もっております。もうだいぶ年数が過ぎましたので、危機感そのものが薄れているのではなかろうかと思えますが、学校現場でそういう不審者が侵入してきたとき、どのような対応をしているのかという教育とか、そういったものは今教職員に対してのそういった訓練とか、そういったものは今行われているかどうかお尋ねいたします。

○学校教育課長

まず、防犯対策に関しましては、年間計画の中で実施を毎年1年に一度は行うようしています。その内容としましては紙面上での説明会、そして実際に行動を行うということを行ってまいりますし、安全危機管理マニュアルという各学校を作成して提出をしてもらっていますので、教育委員会としても、それを把握している段階でございます。

○田中裕委員

紙面上だけではどうしてもいざというときに対応が難しいかと思えますので、何年かに一度でも構いませんので実際に模擬訓練みたいなものをする必要があるかと思えますので、その点も検討していただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「穂波地区の子育て支援センター設置場所の決定について」報告を求めます。

○子育て支援政策課長

「穂波地区の子育て支援センター設置場所の決定について」ご報告いたします。子育て支援

センターにつきましては、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感の増大などに対応し、子育て親子の交流等を促進するために設置をしております。このたび穂波交流センター内に穂波地区の子育て支援センターを設置することといたしました。開所の時期につきましては令和3年4月を予定しております。以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○金子委員

現在、子育て支援センターは委託だったりしますが、どんな運営の仕方が決められていたら教えてください。

○子育て支援政策課長

運営につきましては、現在検討中でございます。9月議会において関係予算、条例の改正議案を上程し、来年4月に開所できるように準備を進めたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○兼本委員

場所はどこに、先ほどもちょっと言われたかもしれませんが、場所はどこにつくられる計画なんですか。

○子育て支援政策課長

穂波交流センターの2階の一室を予定しております。

○兼本委員

大きさ的にはどのくらいの利用人数でお考えなのか教えてください。

○子育て支援政策課長

広さにつきましては、約50平米でございます。利用人数につきまして、ちょっとすみません、何名というのはちょっと考えておりません。すみません。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「療育関連通所施設に関する覚書の解除について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「療育関連通所施設に関する覚書の解除について」ご説明申し上げます。平成30年4月1日に飯塚市、株式会社療育振興プロジェクト、及び特定非営利活動法人ピース、この3者の間で締結をしております療育関連通所施設に関する覚書、これに基づきまして、現在、飯塚市口原1061番6号、颯田病院の敷地隣接地におきまして、療育関連通所施設の事業を行っております特定非営利活動法人ピースからこの当該覚書の解約について、申し出がありましたので報告するものでございます。この療育関連通所施設につきましては、平成22年当時、飯塚、嘉麻、桂川を含みます圏域内に障がいを持つお子さんの相談や治療、機能回復訓練等を行う施設がなく、颯田病院の建てかえに伴い、圏域の懸案であります地域の障がい児者の支援のための施設として整備をされ、平成23年4月から施設名称をこども発達支援センター、ミーティアスとして開所したものでございます。療育関連通所施設に関する覚書、資料として添付をしておりますけれども、こちらにつきましては、療育施設の土地、建物、実施事業等、これらに関する事項につきまして、土地の所有者である飯塚市、建物の所有者である株式会社療育振興プロジェクト、及び事業を実施します特定非営利活動法人ピース、この3者により

締結したものでございますけれども、このたび、この事業を実施しております特定非営利活動法人ピースから、この覚書に定める療育施設で行う事業の遂行が困難となったため、9月末日をもって、この覚書を解除したい旨の申し出がありましたので、この場でご報告を差し上げております。なお、当該地におきます療育関連通所施設の必要性を鑑みまして、後継事業者と当該事項に関しまして、現在、建物所有者であります療育振興プロジェクトと協議を進めておりますことをあわせてご報告いたします。以上、簡単ではございますけれども、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

この施設は、障がいのある子どもたち、発達の問題がある子どもたちの拠点ともいえるべきところだったと思いますが、それがなくなるというところって、大変私は残念に思っておりますが、ここをどのように考えるのかという、まず建った経緯とか、もう少し詳しく教えてください。どうして土地が飯塚市で、建物が療育振興プロジェクト、事業をやっているのがピースなのか。この3つがどうしてこういうふうに関係合わせて行ったかというのをもう少し詳しく教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この養育施設につきまして、まず穎田病院の建てかえに伴いまして、穎田病院内に療育施設を組み込むというような話もございましたが、中では難しい、できないという結果となり、隣接地に設置するという話になりました。この穎田病院の敷地、穎田病院自体が飯塚市の所有でございまして、敷地全体が飯塚市の所有の土地であったということでございます。この一部に施設を病院に併設ということで設置をしております。施設の設置に当たりましては、穎田病院が建物を建設し、貸し付けるということができないため、当時株式会社療育振興プロジェクトというものを立ち上げまして、この株式会社療育振興プロジェクトが建物の管理を行うということになりました。そこにピース、特定非営利法人ですけれども、このピースが入るということで、当時の協議の中で3者が決まったところでございます。

○金子委員

大体内容はわかったんですけど、まず、どうして運営がうまくいかなかったという理由は御存じでしょうか。わかったら教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

運営につきましては、利用者が年々減ってきたというような事項も法人のほうからお話っております。また事業実施をしておりますミーティアスで従事しております職員が、年々退職をされ、この職員の補充がかなわず事業継続が困難になったというふうに関係しております。

○金子委員

ということは、一番初めはもともとは、療育の施設だったんですけども、最近この放課後デイサービスとか、児童発達支援事業等が出てきて、それでその利用者がそちらに行ってしまったこともあり、働いている人もいなくなって、それで経営が大変難しくなったという認識でよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

それも原因の一因となるというふうに関係しております。

○金子委員

私もこの件に関しては少し調べさせていただきましたが、この前に5年間貸すということをや延ばして、延長してほしいというような申し出があったから平成30年にもう一度覚書があったと思うんですが、その時点から飯塚市のもともと土地だったので、見守るということではできなかったんでしょうか。どういうふうに関係で運営を見ていたのか、また運営について相談が

あったかどうか、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

運営について、厳しいというお話もあり市とも協議を重ねて行く中で、しかしながらやはり継続をしていくことには、難しいという判断に至ったものでございます。

○金子委員

大変とても残念というか、一度相談があつて、市もやはりこれを財産だと思つて、この当時の議会の議事録を私も読ませていただきましたが、大変な反対の中、決まっていってというような経緯を私は感じました。それで第1条を見てみますと、これは乙、株式会社療育振興プロジェクトは、甲、飯塚市が所有する次に挙げる土地を2023年3月31日までに時価で購入しなければならないとありますが、あと残り3年ぐらいありますけど、2年半ぐらいですかね。そことまた第2条の乙、株式会社療育振興プロジェクトが所有する次に掲げる建物を丙、ピーサスに賃貸しなければならないという、この辺の文章を読むと大変飯塚市が責任を持って行動しなければならないと私は読むんですけど、今後どのように飯塚市としては協議していくか、その見通しというか、あればお伝えください。

○社会・障がい者福祉課長

今、委員おっしゃられますように、この事業につきましては、大変大変大切なものと考えております。覚書に基づきまして事業実施を継続していただくように、お話を求めてまいりましたけれども、このような事態となりまして、今後事業の連続性を保つためにも、後任の事業者を決定することが第一であると考えております。また、そのためにも今後協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○金子委員

このミーティアスというところは、どんなサービスをやっているのか、またそれにかかわる人数は現在どのくらいなのか、お願いします。

○社会・障がい者福祉課長

ミーティアスにつきましては、療育関連通所施設ということでは開設当時、その前には長時間をかけて遠方の療育施設まで通所されており、通所されるご本人、それから保護者の方の負担がとても大きいということで、ここに障がいの早期発見から治療の機能回復訓練等を一貫して行える施設として、また地域での中核的施設としての役割を求めてきたものでございます。事業につきましては、覚書にございますように児童デイサービス事業、今で言います児童発達支援センター、児童発達支援事業や放課後等デイサービス、それから保育所等訪問支援を行っております。また、覚書第3条にあります重症心身障害児通園事業につきましては、重度の心身障がいをお持ちの方の児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護等を行っているものでございます。最後に、療育生活支援センター事業につきましては、相談支援事業を行っているものでございます。それから、7月末現在での利用者の方の状況でございますけれども、先ほどの児童デイサービス事業、児童発達支援センターの部分につきましては、7月現在で57名、また重症心身障がい者の通園事業につきましては、14名とお伺いしております。

○金子委員

やはりもともとが中核施設だったと、しかも飯塚市が土地を貸しているというところは、大変こう本当に重たい問題で中核施設がなくなったということですよ。今、放課後児童デイとか、いろんなサービスがありますけど土地を飯塚市が貸しているというところは、ほかにはないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

委員おっしゃるとおりございません。

○金子委員

ならばやはり飯塚市の果たすは役割というのは、いわゆるたくさんある、おそらく20近く

あるこの放課後児童デイとか児童発達支援事業とかのことだけじゃなくて、やはり中核のイメージでこられたと思うんですね。そしたらやはり飯塚市として何ができるのかとか、何が必要なのかというところをしっかりと見据えなくてはいけないと思います。ただ、中心の子どもたちや放課後児童デイの発達障がいのある子どもたちの施設がなくなったから、はいじゃあ次は同じような施設ということでは、ないと私は考えます。一つの施設ではなく中核施設であったというところ、また飯塚市が絡んでいたというところを考えると、やはり何が必要なのかを考えていただきたいと思うんですが、その辺はどういうふう考えられているのか、お伝えください。

○福祉部長

ただいまの担当課長のほうからご説明を申し上げます。御存じのようにミーティアスにつきましては、潁田病院が民間に、医療法人博愛会に移譲される際の一つの条件といたしまして、この療育通所施設を併設するということを経験した上で移譲をしているという経過がございます。その流れで現在土地が先ほど言われましたように、2年前に再度議決いただきましたけれども、土地が飯塚市の土地で、建物は療育振興プロジェクトで麻生グループの方の所有物で、そこに賃貸借契約の形で入居するという形をされております。ただ当初その療育の施設を誘致をすると、そういう条件が付きましては、御存じのように飯塚地区、当時は非常にその療育に関する施設というのが少なく、そういったノウハウがない、先ほど言いましたようにほとんどの方が、福岡市や北九州市のほうへ通われているという現状がございます。それに対して何とか解消ができないかということで、これを機に療育の施設を併設するというので協議がまとまった結果が、現在の形ということになります。当然今言われましたように、そういう流れがございますので土地につきましては、現在も飯塚市が無償貸与しているという形になっております。ただ当初から飯塚市といいますか、絵を書いたときから、かなり先ほど言いました中核になるような、通常のデイサービスでやっているのではなく、最初に相談に見えた方に対して、そのお子さんを見て例えばこの子はやはり北九州市のほうまで行っていただいて、そこでサービス、療育の治療を受けていただくと、そういったほうがいいのか、それともここで、このミーティアスの中で設置していますような重度のサービスをしておりますので、重度の子どもたちとしてここでサービスを提供するのがいいのか、それともそこまでないので近くの事業者さんを利用したほうがいいのかという、またそれを医療機関ともつなぐようなハブ的な役割を当初から期待をされておったところがございますし、その役割をこれまでもミーティアスは担ってきていただいております。ですので今回残念ながら、撤退ということになりましたけれども、当然私どもとしてはその役割をこの地区にさらに残していきたいし、またいい方向に持っていくような工夫はしたいというふうに思っております。今後につきましても、まだここでお話しできるほどの方向性というものは出ておりませんが、今後もその大家と言いますか、その家主、建物の所有者であります療育振興プロジェクトとその内容につきまして協議をいたしまして、一番私どもが求めるといいますか、考えなくちゃいけないのは、利用者が、先ほど言いました利用者の不利益にならないようにということを中心に、協議をしていきたいというふうに思っております。

○金子委員

そのとおり、一番大切にしたいのは今利用している全部で合わせると71名の子どもたちの今後、しっかりと困らないことにすることが一番大切だと思うんですけど、飯塚市はそれに加えて、障がい児福祉計画というのを策定しますよね。それに合わせて、その障がい児通所支援や相談事業地域支援、生活を支援するための具体的な数値目標が設定されるというのも、9月3日で話し合いが、協議会があると思うんですが、そのときにミーティアスがなくなるというところで、どのように数値を出していくかというのも、大変数値目標がものすごく漠然としているんですね。ミーティアスというのは、大変、重度の子どもたちを預かっているとこ

ろの特色とかいうのが、あの福祉計画で少し見えにくいと私は感じているので、その福祉計画の策定に関してはすごく気にしていただきたいというふうに思っています。また策定計画の中で、先ほどの策定計画の中の整備というのが、何が今飯塚市で足りないのかというのが、もう少し整備、考えていただきたい。ミーティアスができるときに求められたときと、今15年たったときでは変わってきていると思うんですね。たくさんの重症心身児の子どもたちの預かり場所もできた、放課後デイでもかなりたくさんある。その中でまた同じようなものができるというのは、いかがと思いますので、本当に必要なものを考えていただきたいというふうに私は思います。例えば、専門性も必要なだけけれども、私とその策定計画の中でずっと問題だと思っているのが、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築というのをずっと出しているんですけど、そこがほとんどできていないというふうに考えますが、それもあわせて、あその場所を何に使うかというところをしっかりと考えていただきたいというふうに、これは要望して私は終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

この件の第3条の3番目ですね。療育生活支援センター事業で2市1町の委託事業とありますが、2市1町の委託先でほかにもこういう委託をかけているところが、2市1町の中であるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この2市1町の委託事業、これにつきましては相談業務にかかる部分でございます。私どものほうで、今2市1町の圏域で委託をしている分につきましては、基幹相談支援センターの相談部門も同様でございます。

○吉田委員

基幹相談支援センターという、この内容についてちょっと説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

この委託をしている事業の内容につきましては、業務内容につきまして障がい者の相談支援、地域における相談支援体制の強化の取り組み等を行っているところでございます。ミーティアスにおきましては、障がい児に関する保護者との相談窓口、早期の発見から早期治療等へつなげていくことを目的としたものでございます。

○吉田委員

それは相談支援事業ということですけど、ちまたでいる相談支援員さんと何らかの違いがあるんですか。それともその行政が委託をかけている人の、これがまたその何か相談支援事業を統括して、どういう方向でいくとかそういう事業なんでしょうか。ちょっと私わかりませんので教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:09

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市におきまして、2市1町の先ほどあったと委託事業を受けているところがということでしたが、この障がい児に係る委託を受けているのは、ミーティアスのみになっております。

○吉田委員

その点についてはそのとおりだと認識はしていました。この施設、運営に当たってまずは施

設については、建物については、療育振興プロジェクト、土地については飯塚市の所有ということで、2年前だったか3年前だったか、土地の取得についてということで、先方の取得ができないということで延長するというので、この覚書が発生したということも了承はしております。その際やはりこの施設については、2市1町で運営する唯一の施設だということの主張がありまして議決にも参加させてもらって、私も賛成させていただいたんですけど、こういう施設がある日突然、この委員会で9月末になって閉鎖になりますよということは、どうにも納得がいかない。そこで、この施設の運営に当たって利用者のところも同僚議員のご質問でありましたけど、児童のほうの支援されている方が57名、重度の方で14名、この方たちの後の今後が一番心配なところであり、この施設をそのまま運営していただけたらいいところがあればということだったんですけど、そこについてもやはり9月末となると今も現状で8月ですから、なかなか難しくなってくると。そうなってきた場合に私は思うんですけど、委託事業の療育・生活支援センター事業、これは2市1町でしかないということでしたので、これはもしくは今の事業所のミーティアスさんのところでやるべきなのか、それともまた事業者が新たにそういうことはやってもいいよという事業者が生まれた場合については、そちらの事業所でやっていただくところの余裕とかお考えがあるのか、その点ちょっと確認させていただきませんか。

○社会・障がい者福祉課長

この2市1町の委託事業、相談業務も含めこの事業、ミーティアスの事業を含め、受けていただくところについては、今のところまだ未定の状態ではございます。

○吉田委員

未定というのは、先ほど答弁いただいたんで、その後要するにもう9月末に一応廃業ということで、これの覚書を白紙に戻したいということで、9月末で事業をやめられるということで、特定非営利活動法人ピースさんからの話なんでしょう。だから、その後の事業継続するためには、今現在そちらのほうで57名と重度の方が14名がお世話になっているわけじゃないですか。その方については事業主があらわれたら、そのまま継続をしますよということは先ほどのご説明でわかりました。それと私が言っているのは、第3条の(3)のところの広域の2市1町の委託事業、この行っている事業について、なかなか継続が難しいというご説明でしたので、こっちの今の現状の颯田口原のピースさんのところの建物を使って、委託でそのまま継続するのか、もしくは、そういうことをやってもいいよという方があらわれてできるというような形であれば、その外部でやっていただくのが可能であるのかということをご質問していますので、その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○福祉部長

お尋ねの件でございますけど、ピース自体は障がい者事業から撤退をすると今後、ということでございますので、ピースに委託するということは、不可能となります。当然ですけど、このミーティアスの後継法人を現在の探していると、協議をしているところでございますけど、そこが当然ですが私どもとしてはそういった事業も相談事業もちゃんとやってくれるところをお願いをしたいというふうに思っております。それが可能であれば、そこに今度は新たに今回の委託事業自体はお願いをしていくという一つの方法もございますが、先ほど言われましたように、それ以外にもひょっとしてできるところが、というご質問かと思いますが、現状としてはそれを思われる事業所さんはございません。この圏域については、現在の特に重度の困難事例のお子さん方の相談業務をできるところは、ほかにはないのではないかとこのふうには思っております。

○吉田委員

今のご説明でしたら、今ここの近くにないから、なかなか難しいよというご説明ですよね。ただし、そういう事業者があらわれた場合については、この事業のところの委託事業だけを切り離すお考えがあるのかないのかだけちょっとお答え、検討もできないのかその辺をお願い

します。

○福祉部長

現在3つの事業をやっていただいております。これは、3つそれぞれが連携をとっているところが、現在のところについては非常にプラスといたしますか、非常にすぐれた部分でもございます。その入り口になるのが相談事業になっておりますので、基本的にはその3つの連携をとる意味では、入り口の相談事業がまた重要なポイントとなりますし、そこがまた難しいところでもございますので、それについてはぜひとも今の形をまず引き継ぐところで、やれるようなところを探していくということが一番に頭に置いて現在検討しているところでございます。

○吉田委員

検討していることということですけど、今8月で先ほども言いましたけど9月末で時間がありませんので、あらゆるネットワークを使って早急に決めていただくようお願いし、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

これ平成29年でしたっけ。この委員会で土地の無償貸与に関しては反対だという、委員会の中でなったと思います。その中で市は責任を持ってやっていきますという話と、たしかこれ確約書を、5年後には買い取りますというような確約書があったと思うんですけど、それは間違いございませんか。

○社会・障がい者福祉課長

はい、確約書のほうがございます。

○兼本委員

では、今回敷地内にあります医療関連通所施設に関する覚書の解除についてとなっています。この解除についてというのは、どういう解除なのですか。例えば、3者が合意して解除するのかなど、どういった理由の解除という形になるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

この覚書につきましては、3者が同意の上で組んでいるものでございます。今回そのうちの1者である特定非営利法人ピーススのほうから、この覚書を続けていくことができないということでの解除の申し出ということになっております。

○兼本委員

ということ飯塚市はこの解除に合意をされていないと、ピーススが申し出を出しただけだということではないんですか。

○福祉部長

現在の申し出があっておりますが飯塚市としてはそれをお受けするところでございます。

○兼本委員

大切な施設なんでしょう、飯塚市にとって。平成29年のときは、たしかこの施設がなくなると、この飯塚、嘉麻、桂川での利用者が非常に困るんだと、だからどうしても残したいんだというお話ではありませんでしたでしょうか。今回、じゃあわかりました、解除しますと。その解除の理由は、どういう理由で解除されるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

特定非営利活動法人ピーススがこの運営を行っておりますピーススの運営状況、それからミーティアスで現在従事していらっしゃる職員の方々、この職員の中で退職をされるということ、それにより職員の補充がかなわないということで、この事業をできなくなるというふうに聞いております。

○兼本委員

ということは、運営ができないから、こういうふうをやめたいんだと、わかりましたと飯塚市はそういうことなんです。

○福祉部長

おっしゃるとおり、形としてはそういうことでございますが、ピースについては以前より経営が厳しいという申し出はあっておりました。当然ですけど、飯塚市としましてはだめですと、ちゃんとお約束は協定がございますので、お約束をお守りくださいということを守り続けておりました。結果といたしまして、今回7月1日の日に正式に法人として、これ以上継続はできないという、先ほど言いました理由で、できないという申し出がございました。その際にもその内容等については、確認をしたところでございますが、理由として言いましたが、先ほど大きな理由としまして、職員がやめるということがございました。当然ですけど、職員がやめるのであれば、新たに雇用すればいいのではないですかと、雇用すれば事業ができるのではないですかということも申し上げましたが、もうこれ以上の雇用はもうできないということで、それについてはもう一切やらないということの申し出がございましたので、そうなりますと必然的に9月末、10月1日以降については、今やっている事業が全てとまってしまうと、これ以上できないということになりますので先ほどの吉田委員のほうからもご説明がありました委託事業も当然できないという状況が発生をいたします。となりますと、もうこれは飯塚市として今までのスタンスとしては、約束を守ってくださいと言ってききましたけれど、それを続けても先ほど最初に私からご説明しましたように、子どもたちにとって何一つ、それを言い続けても、今のところプラスにはならないという状況がもう明らかでございましたことから、これはもう受け入れをして、次のステップ、後継法人を見つけて、今の状態でもいい方向に何らかの形でもっていくようなことを、まず考えるべきではないかということでその方向でいけるように、療育振興プロジェクトと協議をしてきたところでございます。おっしゃるように飯塚市としては、これはなくなることは非常に痛手でございます。今ある形をきちっとやっていただくのが一番ベストだと思っておりますが、既にこの後に及んでは、そのベストの最善の策というのはもう難しいというふうに考えますので、次善の策でございます後継法人を早く見つける、早くそこに体制をとってもらおうというのが、次善の策だと思っておりますので、現在そのように考えて進めておるところでございます。

○兼本委員

今、部長の答弁の中で運営について厳しいんだというお話ありましたが、これいつごろからあった話なんですか。

○社会・障がい者福祉課長

私のほうが法人のほうからお話をいただいたのが、今年の11月になります。

○兼本委員

そのときに、飯塚市に対して何かしらの協力、こういうことをやってほしいとか、そういうお話とかはなかったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者は減っているということで紹介をしていただきたいというようなお話もございました。

○兼本委員

飯塚市としては、これ非常に大切な施設なんでしょう。ちょっと待ってください、もう少し続けるために、私たちは続けてもらわなくちゃ困るんです、そのために何か協力できることはないんですか。そのようなお話がありましたか。

○社会・障がい者福祉課長

私どもとしましても続けていただくためには、何が必要ですかというようなお話もさし上げまして、健幸・スポーツ課の所管しております保健師の巡回相談等からの紹介ということもご

ございますので、健幸・スポーツ課を含めたところでのお話をする場も設けて対応してきたところでございます。

○兼本委員

どのくらい、回数されたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

実際にお話を伺って健幸・スポーツ課に来ていただいたのは2回になっております。

○兼本委員

そうすると2回の協議の中で、飯塚市は無理だというふうに判断したということなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市が無理だということではなくて、法人のほうも今からではもう遅いというような発言のほうもあっております。

○兼本委員

ということは、もっと前から経営は悪かったということなんでしょうか。そのあたりはどのようにお考えなんですか。もう1年で、すぐ無理だって、そういうふうになるものなんですかね。

○福祉部長

先日、今回のこの申し出がありましたときに理由をお伺いをしました。そのときには言われましたのは平成27年ぐらいから、もう赤字であったと。もうそのときから、ピーサス事態の経営が赤字であったというふうには言われておりました。ですからその前後から、やはりその利用者が減っているということは言われておりましたし、その利用者を少しでもふやすことで経営を立て直したいという申し出がございましたので、そういったふやす、ご紹介をする。あくまでもあそこは民間事業所でございますので、利用者がそこを選択するということになりません。飯塚市がそこに措置入所のような形で、行政処分として入所をお願いするものでございませぬので、あくまでもその利用者とその事業者さんの契約といいますか、その利用の合意がないとつながりませぬので、あくまでも飯塚市ができますのは紹介をすると。ですから紹介ができる方向、紹介をする方向でずっとお話ししてきておりました。それによって少しでも経営が立ち直せれば、今回のようなことにはならないのじゃないかなという、こういうことを想定したわけではございませんけど、ピーサスのほうから申し出があつてきたことに対しては、そういう対応をしてきたところでございますが、今回特にその大きな理由としては職員さんがやめられると、その職員さんが非常にポイントになります重要な、先ほど言いました相談事業のスキルが非常に高い職員さんがやめられると。これが非常に、簡単に言えば大きな、今後事業が継続的できない、そこを補填ができない限り、相談、ご紹介をしても先につながらないという状態もございますので、もう今回はそういった意味で、それまでの経緯を踏まえて協議をしてきておりましたけれど、結果的には今回は解除、この覚書の解除に合意をせざるを得ないというふうな判断をしております。

○兼本委員

そうすると今覚書でこの土地、今度は株式会社療育振興プロジェクトさんが2023年に買い取るという形になるわけですね。この分に関しては、もしこれを解除してしまった場合には、今までの買い取ってもらうというような話は、どのような形になるんですか。

○福祉部長

3者で結びました協定自体は確かにこれ1者が抜けることで、それ自体が無効といいますか、解除の形になります。ですので、現在は私どもが考えているのは、先ほどから言いましたように後継法人を早く見つけることですので、その後継法人が見つかりましたら、あそこを改めてこの今の覚書をまた結ぶ、これは全ての大前提になりますので、それを結ぶことをまず第一優先といいますか、飯塚市としての条件というふうに考えております。その中で、当然でござい

ますが、この期限、同じ2023年には買い取るということは当然うたうところでございますし、それについては今まで協議をしてきておりますが、療育振興プロジェクトもその辺については何ら異論がないというふうに確認をしております。

○兼本委員

買い取るという部分に関しては、再度新しい後継施設が見つかる前に、とりあえずもう一度結ばれとったほうがいいんじゃないかと思うんですよね。というのが今答弁で平成27年から赤字だったという話ですよ、この会社、ごめんなさい、ピーサス。私たち無償貸与の契約延長の話は平成29年なんです。なおかつ間違いないです、確約させますということで確約書までとられているわけですよ。飯塚市の責任非常に重いと思うんですよね。27年から、わかったというのは、最近わかったんですかね。当初から御存じだったんですかね、飯塚市は。ちょっとそのあたりちょっと教えていただきますか。

○福祉部長

平成27年から赤字であったということ自体は何というのか、経理上のお話でございますので、例えば決算上NPOでございますので決算状況が公表されておりますが、それを見て明らかに赤字というのがわかるという状態ではなくて、恐らく例えば留保資金、内部留保の資金を減少させながら、その赤字を補填していたとか、いろいろな内部の状況を踏まえた中で赤字であると。ミーティアス自体の収支を見たときには赤字であったということではないかなとは思いますが。そうなので表立って外部の決算状況として、公表されている中で、それが即座にわかるということではございませんでした。今回その辺のところを7月に申し出があった際に、確認したときには27年から、もう赤字であったということの説明がございましたが、そういったところについて最終的に書類上で確認をしたということではございません。

○兼本委員

しかし確約までさせたんですよ。大丈夫ですよとかそういう話で、そこの中で出てこないんですかね。そういったところも含めてやはりちょっとここは、逆に、この療育・生活支援センターの業務等がもう何もないとなった場合には、この建物の使用とこの土地の使用というのはどのような形になるんですか。

○福祉部長

建物自体は、療育振興プロジェクトの所有でございますので、建物をどうするかというのは飯塚市で直接タッチができないところでございますが、土地については今3者協定を根拠にご議決をいただいて無償貸与している状態でございます。現在のところは、それを継続できる今の形を継続できることを目指しておりますので、今後、そういった方向でしか現在のところは検討をいたしておりません。

○兼本委員

継続してくれる事業所が見つかるというのが大前提で今動いていると。逆に見つからなかった場合、どうするんですか。9月末まででしょう。9月末までに、先ほど吉田委員を言われていましたけれども、9月末までに業者が決まらなかったと、10月1日からどうされるんですか。

○福祉部長

9月30日までピーサスが現在の事業はやられます。当然、その後退去をするのに、やはり数週間、1カ月ぐらいかもしれないかもしれませんが、かかる可能性がございます。その間は、ミーティアスの事業自体はお休みという形になります。また次の事業者さんが仮に決まっておりますも、また新たに入居し、開設準備をいたしますので、基本的にはやはり9月30日で事業を終了してから、次の事業者さんが開始するまでの間にはやはり幾らかすき間があくといえますか、期間があくことが通常考えましても考えられます。現在それができるだけその短くなるように早く、できるだけ早く後継事業者さんを決めると見つけるということと、その内容をその事業を

やっていくために、また根拠となる3者協定についてをしっかりと結んで、今後の3者の責任を明らかにしていくということが、まず重要になるかと思います。見つからない、見つからなかったらどうするかという至極当然のようなご質問でございますけど、私どもからすると、それを想定は現在のところはいたしておりません。とにかく早く次の事業者さんを見つけ、利用者さんの不利益、その期間というのはできるだけ短くするというのが、一番重要かと思っておりますので、現在のところはそれでは協議を進めているところでございます。

○兼本委員

この覚書の解除はいつ付でされるおつもりですか。

○福祉部長

いつ付といいますがその解除の申し出が、現在きのう出てきておりますので、正式文書としてですね。口頭ではあっておりましたけど、文書としてはきのうやっとう出てきましたので、それを受けまして内部で決裁をすると、その決裁日が解除の日になるかというふうには思っております。

○兼本委員

ということは決裁日で解除されますよね。そうすると、この時点で一旦、土地の無償貸与という契約自体が切れるわけでしょう。その後新たに、新たなところの3者の覚書を結ぶというまでの間、この土地は無償で貸与するんですか。そのあたりは、どのようにお考えなんでしょうか。

○福祉部長

現在無償貸与についてはご議決をいただいております。それによりますと5年間ということになっておりますので、その期間については、基本的には無償貸与を継続という形になるかと思っております。

○兼本委員

でも、ここでこの第3条の行われる事業のことを行う事業者がないことには成り立たないんじゃないんですか。

○福祉部長

はい、そのとおりのいうふうに思っております。ですので、基本的には、事業者さんは次もやっていただくということが前提でございますので、現在療育振興プロジェクトに使用貸借、土地の無償貸与していることについては、そのまま継続が前提というふうに考えております。

○兼本委員

ということは、一部解除、この契約の中の。別に契約あるんですか、無償貸与の。5年間の契約という契約書があって、それに基づいてその無償貸与をやっていくということでもいいんですか。

○福祉部長

ご議決をいただく前にといいますか、それを根拠に使用貸借契約を結んでおりますので、契約書は無償貸与の契約書はございます。その期間については、基本的には無償貸与を行うということになっております。ただ先ほどから言われますように、もしその前提がなくなると、例えば後継法人が見つからずに、これは仮定の話で先ほど言いましたので、余りその話は仮定になってしまいますので、あれなんですけど、そういうあとがないということであれば、もともとの使用貸借契約の根拠になっていた部分というのは、喪失してしまうということになりますと、やはりその使用貸借契約自体がどうかというご意見が当然発生するものというふうに思っておりますし、私どももそういったときには、これについては一考の価値があるのではないかなと考えて、対応どうすべきかを検討する必要があるのではないかなというふうに思っております。

○兼本委員

ということは、これから使用貸借を結ぶということなんですか、その今までずっとそれを結んできた分があるということなんですか、前からあると。その中でとりあえず、9月中には必ず見つけますよという中で、今の事業所さんが処分、いろんなものが変わるまでの間の期間もそれで無償でやっていきますよ。ただども飯塚市としては違ったものに使われるということになってくると、そこは無償では、貸しませんよという形になるわけですかね。そうなったときはどうするんですか。買い取ってもらえるんですか。

○福祉部長

はい、おっしゃるとおりでございます、契約の無償貸与にしてご議決をいただいた根拠が、療育通所施設に使うということが前提ですので、違う目的に使うのであれば話が全部変わりますので、仮に使わないということであっても、やはりその全てをもう1回見直しをする必要が生じるのかなというふうに思っております。

○兼本委員

何かもうちょっと具体的な話できないですかね。市長がいないからできないんですかね。大変責任を持って行っていただくということに平成29年になっていたんですよ。これから考えますというのはちょっとこれ飯塚市の財産で市民の財産でありますから、もう少しちょっとどうするのかというのをはっきりと述べていただきたいと思います。

○福祉部長

はい、そうですね、全くそのとおりでございますので重要な財産でございますし、現在のミーティアスは重要な施設というふうに思っておりますので、その形を今回、一時的に抜ける可能性がございますが、その分については早急に次を決めて後継法人を決めることで埋めると、この形はずっと継続をすると、5年間ですね。ご議決をいただいた期間については、きちっと今の形をやると。それでその約束全て療育振興プロジェクトには守っていただくというのが、現在のスタンスでございますし、そこについては何ら変わるものではないというふうに思っております。

○兼本委員

これ使用貸借の契約はありますよと、わかりました。では、5年後に買い取ってもらいますよという契約が、この覚書が解除されることによって、それを継続する何かしらのものが、確約書でその後の分はそれでもって話をしていくということなんですか。

○福祉部長

確約書がございます。それについては2者で結んだものでございますので、当然でございますが買い取っていただく、そのお約束は当然に履行いただくと、ただその前に何らかのその先ほど言いましたような何か事情、見直す必要があれば、その時点で何か違う形になる可能性はございますが、基本的には今の確約書は生きているというふうに考えております。

○兼本委員

違う形になったらだめでしょう。違う形になるなら今の継続を継続してくださいよ。一旦解除したらまた1からですよ。違う形じゃなくて、前回それで議決もらったんじゃないんですか。そこは違う形じゃなくて、しっかり責任とって考えて断固飯塚市の意見をしっかり通してもらわないと私はだめだと思いますけど、どうでしょうか。

○福祉部長

すみません、違う形では、別に今の基本的な約束、療育としての施設として使うこと、それで5年後に買い取るということ、違う形というのはございません。一般的にピースがほかの法人さんになったりとか、そういう形はございますが、基本的な療育振興プロジェクトとの間でのお約束というのは、全てそのまま引き継いでいただくということは確認しております。

○兼本委員

ということは、それは市長も了解のものと答弁ということで理解してよろしいですか。

○福祉部長

はい、飯塚市としてそういうふうを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

覚書の第3条の事業を3つともやっていただくという形を望んでいるというふうにいることを思う形で進むということで認識してよろしいですか。

○福祉部長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

私は、せっかくならやはり午前中に述べたんですけれども、根本的なところをもう一度考えた上で考え直していただけたらと思っています。どうしてこの重症心身障がい児の施設が少なくって、そして少ないのに何でほかの事業所に行ったのかというところとか、考えていただきたいし、放課後デイがたくさんあってしまって、結局そこがたくさん子どもたちが利用しているところもあれば、なくなってしまうところもあるという、今回のピースはなくなってしまった例だと思えますよね。そういう選ぶというところで利用者たちは、動いているというところを重々考えていただきたいし、何が一番今、ピースが建ったときじゃなくて、今一番飯塚市の保護者が望んでいるのかというところを、もう一度考えていただきたい。実際にこの療育の生活支援センターの子どもたちが、ここだけじゃなくって、ほかにもやっぱり利用されていると思うんですよね。例えば医療的ケアというところでは、どのくらい的人数が今飯塚市にいて、さらにその各子どもたちが実際に、このアスタスのほうに何人行っているのかというのはおわかりになりますか、もしわかれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

先ほども申しましたように、現在7月でアスタスを利用されている方が14名ですけれども、市全体で医療的ケアを必要としているお子さんが何人かというのは今つかんでおりません。申しわけございません。

○金子委員

一番そこが大事だと思うんですよ。ここの施設に何人利用しているんじゃないかって、飯塚市にどのくらいの人が医療的ケアが必要で、その枠が幾ら余っているかというところをもう一度考えていただきたい。これは午前中の保育の入所の施設と余り変わらない考え方だと思うんですよ。何歳児に何人必要かというのと同じで、医療的ケアが正直本当に少ない数だと思うんですよ。100人も200人もそんなにいない。それをやっぱり飯塚市が知らないということ自体が、大変問題なんです。結局こうやって放課後デイとか発達児童の事業所をどんどん民間委託しまった結果が今あるんじゃないかなと私は思います。本気で子どもたちの実態というのをわかっていないから、やっぱりアスタスとかが力がなくなってしまった。そこに人が集まらなくなってしまった。飯塚市がかかわっていった事業がなくなっていくのは、やっぱり飯塚市がそこまで真剣にどんな人がどのくらい困っているかというのを具体的にわかっていないから、今度の福祉計画の中の策定項目の4番目に挙げられている事業ですよ。9月3日には何人いますとわからなくちゃいけない事業なのに、医療的ケア児の人が何人いるかわからないというこの自体が一番私が問題です。医療的ケアがもう分からないならば、恐らく重症ケアもわからないと思います。そこで分からない人数に対して、ここの人数だけは確保しましょうというのは、おかし過ぎます。飯塚市にどのくらいの重症な子どもたちがいて、今放課後デイでどのくらいの受け入れ先があるのか。それをまず調べて、昔はアスタスやピースで十分だったかもしれない。だけど今はどうなのか。飯塚市で満たされているのかどうかというところを調べないと、結局3年後、2023年にも同じような結果になるんじゃないかなと私はとても心配です。ま

ずは何が必要なのか。重症心身障がい児だけじゃなくって、自閉症の子どもたちもいます。軽度発達の子どもたちもいます。何の専門が必要なのか、そして何よりも共生社会のために何が必要なのかというところを本気で考えていただきたい。ただ1枠必要です。この後釜を探しますじゃなくって、飯塚市が何が必要なのか。そうしないとこの事業は本当に成功しない。共生社会でなくなります。一部の人たちをずっと同じところに入れてしまうというところを本気で考えてやっぱり私は、根本的などころを考えて福祉計画を練っていただきたい。そういうふうに思います。要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ。先ほど申し入れがNPOのほうからあったということで、まだ最終的にそれを解約するかどうかもまだ決まっていなくていいですか、確認ですけど。

○福祉部長

先ほどお答えいたしましたように、きのう提出がございましたので、決裁をとる必要があるというふうに思っております。現在の状況では、きのうですので、おとといの状況まででしたらまだ口頭で申し出があったという状態ではございませんので、口頭に対して飯塚市としてその意思決定というのは、なかなか難しいところがございます。ただ今回提出がございましたので、これに対しては決裁を受けた中で、申し出を受けるという形になるかというふうに思っております。

○永末委員

受ける形になるかなというふうに考えているということで、まだ正式にまだ決まっているわけじゃないかと思うんですけど、ちょっといろんな同僚議員の答弁を聞いていまして、結局はNPOさんの状況次第だと思うんですけど、その中でそのキーマンになる方というのが抜けてしまうので、どうしてもその施設を運用できないというところは、一番の大きな部分というふうなことでおっしゃったかと思うんですけど、その方が抜けてしまう理由でありますとか、職場の環境でありますとか、そういうことに対しては聞き取りなどされましたか。

○福祉部長

正直そこら辺のところは、いろいろなうわさはございますけれども、しょせんうわさでございますし、それを確認することもできませんし、これをピースの理事長さんのほうにお伺いしましても、個人的な事情といいますか、一般的に言う一身上の都合のような形でございませぬので、具体的にその方がやめられる理由というのは、正直確認はできておりませぬ。

○永末委員

まだ決まっていませぬので、やめるということは。そこちょっと確認していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、今部長が言われていたうわさの部分で聞き及ばれている部分はあるんでしょうけど、そこをしっかりと確認できるのであればされたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、というのも仮に契約が切れてしまって、それから探す、今から探すのかもしれないんですけど、探して見つけるまでには、どうしても空白期間ができてきますので、となるとそういうのもつからないために、やっぱり今のところが存続できる可能性というのは、まだ探すべきだと思うんですけど、今そこが存続できない理由として、そのキーマンとなる方が抜けるということの理由であれば、その方を何とか引きとどめるような体制の改善といいますか、事業所の改善といいますか、そういうことをまだ市としてやってみる価値があると思いますか、やるべき部分じゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○福祉部長

おっしゃるとおりでございますし、やめられる方、やめたいというその意思表示といいますか、そういったお話は前からございました。ですので、先ほど言いました法人としては、お約

束をちゃんと守ってください。そのためには、そういったやめると言われる方に対してはちゃんと慰留をして、人員の確保をして、どうしてもやめられるのであれば次の方を見つけて、その方が入るまでといいますか、かわりの方が見つかって事業ができるまで、ちゃんと残っていただくような努力をすとか、そういったものはしていただかなくては、約束が守れないということになるので、しっかりその辺はやってくださいということは言っておりましたが、それによりまして結果的にやめると言われた時期が延びて、私どもが聞いている中では延びておりまして、去年やめると言ったのが3月でやめる、3月でやめるが6月にやめる、それが9月でやめるとかいうふうに、延ばしていただいたんですけど、これ以上もうだめ、もう無理ですということで、今回法人としても事業ができませんというお話がございました。おっしゃるとおり、まず継続を法人として事業をやっていただくことをやはり一番に考える中では、そういった対処といいますか、そういうこちらからお願いすることに対して法人としては慰留をすると、またもしくは新しい職員さんを探すと、そういったずっと動きはございましたし、それによりましてやめますという時期が延びてきた、結果的に延びたというのは事実でございますが、今回もうこれ以上はもう無理ですということになりました結果で、今回の9月末という結果でございました。

○永末委員

ちょっと確認ですけど、そこに対して市としてはまだしっかりと調査はしていないということではいいんですか、正式な形としては。先ほどちょっとうわさで聞き及んでいるというふうなちょっと答弁だったのでちょっとそういうふうに思うんですけど、まずそういうところをしっかりと1回、聞いていただいて、やめられるという方にしても、何回か延ばし続けたというふうな、何かあるんじゃないかと思うんですよ。その中であるんじゃないかと思ってしまうんですけど、もしかしたら何らかの訴えたい部分を持っていらっしゃるかもしれませんし、そういったのをまずもって、ちょっと市のほうが第三者的な立場といいますか、これだけ市政に広くちょっと影響を及ぼすことでもあるので、そういった部分については、市として1回話を聞くという部分はされてもいいんじゃないかと思うんですけど、そういったことを今からでもやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長

その点でございますけれども実際にちょっとお伺いはしたことはございますが、もうそれについては、もう一切話しませんということでございましたので、それ以上のことはいたしておりません。

○永末委員

お話を聞かれたということですね。どういったことを訴えられていたとか、それは今後改善できるようなものは、そこにはいいんですかね。お話を聞かれたご感想といたしまして。

○福祉部長

具体的にそういったお話は一切伺えておりませんので、あくまでもうわさ、想定といいますか、そのレベルを超えないということでございますので、現状としては私どもとしましては、現実的に9月末でもうやめられると、これの非常に大きな影響がありますので、こちらのほうを先ほど言いましたように、次善の策としてどうすべきかというのが、やはり今一番の課題といいますか、考えているところでございます。

○永末委員

これ以上やっても無理なんですというふうな、私はちょっと直接お話をしていませんのでわかりませんが、無理ですというふうな感触を得ているというふうな、ちょっと答弁かなというふうに感じたんですけど、そこについては新しく見つけることも必要なのかもしれませんが、やはり慰留の可能性というのを探っていくというのはまだやっていただきたいと思っておりますので、ぜひちょっとそういった部分も検討していただければと思いますので、よろしくお

願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校施設長寿命化計画について」報告を求めます。

○教育総務課長

今回、市教育委員会のほうで飯塚市学校施設長寿命化計画を策定いたしましたので、提出しております資料にて概要説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。ここでは、本計画策定に係る背景及び目的について掲載しております。現在、本市においては、学校施設を含む公共施設等に係る維持管理や計画的な適正配置等については、「第2次公共施設のあり方に関する基本方針」に基づき推進しているところですが、平成27年3月に文部科学省が、学校施設の維持管理等を推進するための中期的な計画として、「文部科学省インフラ長寿命化計画」を策定しました。これを受けて、各地方公共団体において、学校施設を対象とした長寿命化計画を令和2年度までに策定することとし、同時に、令和3年度以降の国の交付金事業については、当該計画策定による事業申請が前提条件となるような検討がなされておる背景がございます。このような状況を踏まえ、今後、児童生徒が安全安心で継続的に学校施設を利用できるよう、更新や長寿命化改修などの中長期的な整備を計画的に行うことにより、学校施設の管理運営の適正化を図るとともに、財政負担の軽減、平準化を推進していくことを目的に、当該計画を策定しております。

4 ページをお願いします。本計画期間としましては、令和5年度から令和14年度の10年間とし、建物の老朽化状況や児童生徒数の変化、また、市の財政状況等を考慮した中で、柔軟な対応を図っていくため、中間年数となる5年を目安に見直しを行う予定としております。次に、本計画における対象の学校施設は、「学校施設台帳」を基本に、延床面積が200平方メートル以上の建物の棟となりますが、今回、児童生徒の利用頻度等を勘案し、児童センター（館）やプール等についても別途対象としております。その一覧を6ページから8ページまでに掲載しております。

続きまして、10ページをお願いします。詳細な説明については省略させていただきますが、本市の現状としまして「人口の推移と見通し」ということで、図に示す内容については、2010年までの実績値は国勢調査報告、また、2015年の実績値及び2020年以降の推計値については「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によるものでございます。次に、11ページから13ページにかけては、普通会計における歳入・歳出・投資的経費の推移に関し、飯塚市決算カードによりお示ししております。

続きまして、14ページ、15ページをお願いします。14ページは、学校施設の建築年別の延床面積を掲載しております。1981年（昭和56年）以前に建築された建物を旧耐震基準の建物、1982年（昭和57年）以降に建築された建物を新耐震基準の建物と言います。本市の学校施設につきましては、6割程度が新耐震基準、4割程度が旧耐震基準の建物となっておりますが、旧耐震基準の建物であっても耐震化が義務付けられている建物は全て耐震補強を完了しております。

15ページは経過年数別の保有量を掲載しております。本市の学校施設につきましては、小中一貫校を除く多くの建物が1970年代に建築されており、経過年数が40～49年の建物が全体の概ね3割を占め最も多くなっており、今後は多くの施設が建替えの時期を迎えることとなります。続きまして、詳細な説明は省略させていただきますが、16ページから19ページまで大規模改造の実施状況を、また、20ページから22ページまでが耐震診断・耐震補強の実施状況をそれぞれ掲載しております。

次に、23ページから25ページにかけては、令和元年5月1日時点の児童生徒数と学級数、また、それに係る今後の推移を図でお示ししておりますが、少子化の影響で児童生徒数は、減少傾向が続くことが見込まれ、それに伴い学級数も減少するという見込みになっており、26ページに「児童生徒数1人あたりの延床面積の現状」としまして、学校施設につきましては、今後、児童生徒数が減少傾向にあることから施設規模の適正化を図ることが必要となっております。

27ページをお願いします。「学校施設の目的外利用状況」としましては、地域での利用や各種団体等におけるスポーツ等の利用状況を掲載いたしております。

次に、28ページから29ページにかけては、「学校施設等の整備に要する経費、また、運営に係る光熱水費、修繕料などの関連経費の推移」について掲載しておりますが、このうち施設整備の費用については、主に耐震改修や大規模改造費等に係る費用が最も多くなっております。

30ページをお願いします。「学校施設の老朽化状況の実態」について掲載しております。今回、老朽化状況を把握するために建築構造を支える骨組み部分となる基礎、壁、柱などの構造躯体と、ページがとびますが、34ページにありますように屋根・屋上や外部・内部の仕上げ、電気機械設備の構造躯体以外について調査及び評価を行いました。構造躯体の健全性につきましては、すでに実施されている学校施設の耐震診断をもとに文部科学省が公表している長寿命化の判定フローに則り長寿命化改修の適否について判定しており、その結果について31ページから33ページまで掲載しております。

34ページをお願いします。ここでは、構造躯体以外の健全度につきまして、目視調査や経過年数等から状況を把握するとともに、学校関係者へのヒアリングにより設備等の不具合の有無等の調査を実施し、35ページ及び36ページに示しますとおり、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書」に基づいた表を評価基準に算定しており、その結果を37ページから40ページにかけて表で掲載しておりますが、表の右側の健全度100点満点で数値化した指標で、その数値が小さいほど建物の老朽化が進んでいることとなっております。同様に、41ページで学校プール、42ページでは児童館・児童センターに関して、それぞれの劣化状況をそれぞれ掲載しております。

次に、44ページから46ページに、従来型の大規模改造工事と今後推進していく長寿命化改修工事の改修概要、その周期について掲載しております。大規模改造工事では経年による劣化や損傷・故障等が生じた内外装材や設備等を改修・更新するなど建設当時の状態に戻すことを主な目的とするのに対し、長寿命化改修工事は大規模改造工事に加え構造体の劣化防止やライフラインの更新等の質の高い工事となります。

50ページをお願いします。「今後の建替え・大規模改造にかかるコストの見通し」として従来型を掲載しております。上段黄色部分に、従来型の施設建替え・大規模改造にかかるコストの見通し」として、今後40年間で約1053億円、年平均で約27億円と試算しています。

52ページをお願いします。先ほどの従来型と比較して「長寿命化型におけるコストの見通し」については、今後40年間で約963億円、年平均で約25億円と試算しております。53ページにその比較を図で表しておりますが、今後40年間で約90億円のトータルコストの削減効果が見込まれます。54ページから55ページにかけて校舎及び屋内運動場の部位ごとの整備内容等を掲載しております。

57ページをお願いします。ここでは、当該計画に係る期間となります令和5年度から今後10年間に改造等の時期を迎える施設を抽出し57ページから61ページにおいて掲載しております。これらを踏まえ、62ページの表に記載のとおり、建物の老朽化状況をあらわす健全度評価の低い施設を優先し、大規模改造の有無や建築後の経過年数、利用頻度等を勘案した中で、優先的に改造等を行う施設を整理したものを、63ページのA3横の表に記載しております。

す。

なお、改修等については、国の補助制度等を活用し行っていくことを前提としていますことから、64ページに「長寿命化計画の継続的運用について」掲載しておりますとおり、日々の定期点検や修繕、及び大規模改造の結果など、過去のデータを活用しながら運用するとともに、関係部署と連動し、横断的な組織連携体制の構築を図り、社会情勢等の変化に対応しながら5年ごとに計画の見直しを図ることとしております。長くなりましたが、以上で、当該計画の概要説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 14:13

再開 14:24

委員会を再開いたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

新型コロナウイルス感染症対策の概要について説明させていただきます。最初に、対策経過について6月定例議会で報告しました以降の分について説明させていただきます。資料の11ページをお願いいたします。6月30日に行政アドバイザー会議を開催し、今後の市の対策についてのご意見をいただいております。会議の概要につきましては、既に報告いたしておりますので省略させていただきます。12ページをお願いいたします。7月には7日、17日と、それから資料には掲載いたしておりませんが、27日に対策本部会議を開催いたしております。対策本部では御承知のとおり、7月に入り感染者が増加していることへの対応、市の対策事業の進捗状況の報告及び確認等を中心に協議をいたしております。協議の概要については、当日議会事務局を通じ議員の皆様にご報告いたしておりますので、内容については省略させていただきます。それから資料に掲載いたしておりませんが、7月31日までの感染者の状況についてご報告いたします。3月に2人、4月に2人、7月に30人、合計で34人となっております。うち14人の方は、感染経路が不明で残りの方は接触感染となっております。また、市内の障がい者福祉施設での集団感染が1件発生いたしております。年代別割合では20代が60%、30代が20%と、若い世代の感染が顕著となっております。なお、嘉穂・鞍手保健所のほうに問い合わせの結果、8月3日時点では人工呼吸器をつけるなど、いわゆる重傷者はいないということでございます。以上、簡単でございますが、対策経過についての説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりまますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。資料につきましては、15枚目からになっておりますが、資料2をお願いいたします。改めてページ数を1ページから振っております、6ページまでになっておりますが、こちらにつきましても6月に開催されました常任委員会におきまして、資料に掲載しております新型コロナウイルス感染症対策事業の6月10日現在までの実施状況を報告させていただいております。今回の報告につきましては、当該対策事業の7月17日現在までの実施状況につきまして、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。詳細の説明等につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○学校教育課長

飯塚市内におけます新型コロナウイルス感染症の患者の発生につきまして、報告するものでございます。患者の概要は、30代女性、公務員（学校教職員）、発生日が7月29日、症状はありません、家族1名、その方は陰性という結果が先ほど連絡ありました。判明日が8月1日土曜日からです。現在、新型コロナウイルス感染者の療養施設で治療を行っております。事後の対応としまして、当該校への対応としまして、臨時休業を8月3日から8月7日、児童クラブも同じように同じ日程で閉所しております。校内消毒は8月3日に消毒済みでございます。市内小中学校の対応としまして、緊急に臨時校長会議の実施を行いまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底につきまして、通知の周知徹底と指導を行っております。その内容につきまして、次の資料をお願いします。資料の内容としましては、教職員の感染拡大対策に対します今までの取り組みの再確認と、これから取り行うことについて述べております。まず、継続して実施するものとして、感染症対策の徹底、そして校内の会議、研修会等を実施の行い方、次のページになりますが、教職員に対しての感染症対策の徹底につきまして、出張時での対応の仕方、また勤務外の行動につきまして、自粛等を行うことの説明を行っております。その他につきましては、体調不良時の対応につきまして説明をしております。以上、簡単でございますが、新型コロナウイルス感染症の患者の発生につきまして説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものととどめていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

○兼本委員

7月、8月でかなりの感染者が発生したと思います。福岡市レベルで計算すると約10倍ぐらいの人数になってくると思うんですけども、飯塚市としてはこの状況について、どのようにお考えなのかお伺いします。

○新型コロナウイルス対策室長

7月に入って感染者の数が、平均的に発生するというのではなくて、後半にかけてやっぱり伸びが出てきているという状況もございますので、非常に厳しいというような状況だというふうには考えております。

○兼本委員

市としては何か対策、市民に対してどのように、何かしらの対策を行うことを考えなんでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

本市は、以前から言っていますように保健所というものを持っていない市でございますので、大きな役割としては、感染防止予防のための市民への啓発、そういったところが大きいというふうに考えておりますので、市としては防災行政無線とか、市長のメッセージとか、そういったものを活用しながら、市民に対してまた事業主の方に対する啓発をしております。それからまたこれはもう他の、きょう経過報告ともう一つ本市の独自事業でやっておりますが、事業者への感染予防の対策とか、持続、継続的に経営できるような支援とか、そういうものを具体的にやっているというところでございます。

○兼本委員

飯塚市は保健所を持っていないとおっしゃいました。これはコロナが始まって以来、何回も聞きます。ただその、例えば今回20代の男性の方の濃厚接触者の方が非常に多く、毎日のようにちょっと出た時期とかございましたでしょう。そういう情報というのはあるんですけども、それに対してどうしたら、市民はどうしたらいいのかというような、逆に保健所がないから何もその情報がわからないのでしょうか。もう少し、こうしてほしいとか、こういうふうにならぬでしょうか、今の新しい生活様式なんかもそうなんだろうけれども、このようにやれば全

くゼロではない、だけでも日常生活をこのように行ってほしいとか、例えば今回市の職員に対してはいろいろと条件つきでいろいろ出ましたよね。あのような形でもう少し協力体制が、飯塚市全体できるような提案とかというのは保健所がないからできないんですか。それとも、そこはもう全くやるつもりがないということなんでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

申し訳ございません。説明が悪かったと思いますが、感染症の方に対する対応というのは、飯塚市としては保健所を持っていないのでできないということでございます。ただし、先ほどから申しますように感染を予防するための啓発事業というのは当然、市としてやるべきだということで考えております。したがって今質問委員が言われますように市民に対しての啓発というのはもちろんSNSとかホームページでもやっておりますし、6月15日には全戸配布で国が進めております新しい生活様式、そういったものについても、市民の方に周知をさせていただいております。それから、本来であれば8月1日の日に、講演会も開いている自治会長さん方に対しても、正しいコロナウイルスに対する予防の仕方とか、考え方についても、講演会をするというようなことを考えておりました。それから、若い世代の方が急激に感染されたということもございまして、防災行政無線を通して市長の直接、メッセージを発しております。その中では、若い世代の方から今後そういう基礎疾患とか、高齢者に感染が広がると重症化するというようなこともありますので、慎重な行動をとってくださいというようなメッセージを発しております。また7月の臨時議会の予算で議決をいただきましたけれども、そういったことも含めての啓発パンフレット、または感染した人、それから濃厚接触者に対する人権を守っていくという視点において整理した啓発パンフレットについても、作成して全ての世帯に配布したいというふうに考えておりますので本市としても、できる限りのことは、今後もやっていきたいというふうに思っております。

○兼本委員

ありがとうございます。それでは次に、学校なんですけど、今、新しい生活様式、学校の行動基準、レベル1でしたよね。今回コロナが発生したというところで、この基準のほうは何か、どうするかとかいったことはお考えなんでしょうか。

○学校教育課長

現在のところ、レベル1のまま活動を進めてまいっております。

○兼本委員

そうすると、何と言うのでしょうか。学校で市のほうで啓発、市民に啓発していきますということがございました。学校のほうとしては、前もちょっと私が要望で言っていたと思うんですけども、保護者に対しては先ほど校長会はされましたという話は聞きました。でも、保護者に対してのこのコロナウイルス、学校における対策のやり方といったようなものは、啓発されてありますか。それともその内容をこういうふうにやっていきますよというようなことはお知らせされてありますか。

○学校教育課長

飯塚市としまして、各学校にマニュアルといいますか、感染が判明した場合における対応の仕方という、対応マニュアルというのを配布しております、それをもとに各学校から保護者の方に説明をしていくという形でとっております。

○兼本委員

学校が始まったのは6月ですね。保護者の皆さん、ご理解されてありますか。そのあたりを確認されていますか。

○学校教育課長

その内容につきましては、校長会等で指示を出しておりますので、ご理解できていると、こちらでは把握しております。

○兼本委員

じゃあ保護者さんはこの新しい生活様式、学校でどのように行うかということは御存じだということですのでよろしいんですかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

今回、いろいろ保護者の話もあると思うんですけれども、学校のほうからそういう前提のもとで話をされて保護者の方から何かしらの問題点なり、指摘をされたらどうやっていっているのかとかいうような話を聞かれたことはございませんか。

○学校教育課長

今回の件もありましたので、今からいろいろ訂正する部分もあると思います。それで意見を踏まえまして、このコロナに対する考え方も世界また国、日本と、条件が変わっておりますので、それでまた訂正等を行って、また報告をしていきたいと考えます。

○兼本委員

学校で保護者に対してどのようなお知らせをしてあるんですかね。私も子ども、中学生がいますけれども、全く来た覚えがないんですけれど。課長が今校長会で確認されてあると言われていましたけど、何を話を学校はされてあるんですか。ただその大もとがあって、学校としてはこうしますというのはあるんですけれども、大もとについての話が全くないでしょう、保護者に対する説明。いや、じゃないかなと思うんですが、行政アドバイザーの提言等ございましたよね。あの中にも保護者に対して、ゼロリスクの難しさをわかってもらうために、明確な指針を出してくれと、出したほうがいいですよというような提言をいただいていますでしょう。何かそのあたりを保護者に出していますか。出しているのがあればちょっと資料があれば出していただければと思うんですが、どうなんですか。

○学校教育課長

教育委員会から保護者への特別な説明文等、資料等は配付しておりません。学校あたりに報告をしている段階ですので、そのあたり、まだ保護者まで伝わっていないということであるならば、再度検討しまして、保護者に伝わるように取り組んでいきたいと思えます。

○兼本委員

知らないんですか、伝わっているとさっき言われたでしょう。教育長、これどうなっているんですかね。伝わっていないんですか。私はほぼ聞いていないという保護者の意見を多く聞いています。先日からこの件に関しては、教育委員会が校長会で話をしていると。どういった話の内容かは全く私どもに教えてもらっていませんからわかりませんが、もしよければどういった内容の話をされて、どのようなことを保護者に伝えているのかということをお教育長のほうから指示があっているんじゃないかと思いますが、もしよければちょっとお示しいただければと思います。

○学校教育課長

中身としましては、まず教室環境の配置、生徒の机の間隔等、そういうものを図にして渡しておりますし、またPCR検査が起きた場合、検査を受けることがあった後の対応の仕方につきましても、学校教育課から学校のほうに配付しております。また、基本的な感染症の対策の実施としましての感染源を断つことなど、また感染経路、抵抗力をつけることなど、また3密につきましても何度となく説明は学校側しております。

○委員長

課長、今学校に対しての答弁でなくて、保護者に対してどういうふうな説明をしているかというのが、兼本委員のほうから聞かれたんで、それに対しての答弁をしてもらえたらと。

○学校教育課長

すみません。ただ今申したことを校長会を通して保護者に伝えるという形でしか、教育委員会としては行っておりません。

○兼本委員

その校長会を通して、その後どうなったのかという報告もないんですか。保護者に伝えたのか、ちゃんと間違いなく保護者に理解していただいたのかと言ったような話。そういったものはないんですね。その中で課長はもう伝えてあるというふうに先ほど答弁されたんですかね。

○学校教育課長

こちらから配付した資料を校長会等で配付しております。それをもとに各学校側から保護者のほうに通信を使いまして、出しております。その通信に関しまして、教育委員会のほうにまいりますので、それをもとに確認をさせていただいていますし、そうでないところには、電話連絡等を行うようにしております。

○兼本委員

結局、学校から出しているのって、こういうことが起こりました。だからこういうふうにしてください、じゃないですか。例えばクラブ活動は行います、このように行います。保護者が知りたいのはそこじゃないんですよ。そのまず前の大前提、国が示したこの新しい生活様式というのは、どういったものなのか、学校においてどういったような形で行っていくのかというのを、大前提がわからないと、その分だけで理解してくれる方もいらっしゃるんじやないかと思うんですけども、そのあたりは、何もありませんかね。

○学校教育課長

そのような内容を踏まえた通信等は各学校で作成されておると思います。

○兼本委員

それを見られたことありますか。それを見てどう思われました、あれで十分だというふうに思われましたか。

○学校教育課長

各学校のその通信の書き方によってはさまざまありますので、余りにも説明がちょっと足りないところには、こちらから一報を入れるという形で進めているところでございます。

○兼本委員

そうすると教育委員会として今ので十分だと、今の学校から出しているプリントで十分だと。これでちょっと足りないところを、この辺をもっとわかりやすいようにしなさいというような指示を出して、それで再度出せばそれで十分だというようなお考えでいいんですか。

○学校教育課長

訂正があるところに関しましては、現在連絡をしておりますが、まだ不十分なところがありますので、今後そのあたりをこちらもさらに指示を払いながら見てまいりたいと思います。ありがたいご意見、ありがとうございます。

○兼本委員

私は、ご意見というよりも、本当に保護者はわかりづらいんですよ、今。学校の先生は特に教育委員会の方々は文科省の流れで、こういうふうにやりなさい、こういうふうにやりなさいと当然その中でやっているから、やっているものを出してあるんでしょう。文科省として示したり、何でこういうふうにするのかということが、大前提がわからないと、保護者もわからないんじゃないかと。であれば、例えば文科省のQ&Aなんかものすごく分厚いでしょう。プリント1枚ですよ、来るプリント。紙1枚に書いてあって、これでこうして下さい、ああしてくださいですよ。実際学校の先生皆さん、どういうふうに行っていくのかというのが学校の先生自体、皆さんご理解してあるんですか。

○学校教育課長

そのあたりを含めまして、校長会等、またあと各学校を訪問させていただきましたので、そのときにお話をさせていただいております。

○兼本委員

校長会で出ますかね、話がそこまでね。一番言いたいのは、保護者に伝わっていない、教育長。今のままでは伝わっていないと思います。飯塚市の職員の方もいらっしゃるから保護者の方に聞いてみられてください。本当に今の全く伝わっていない、だから学校に対してやはり私たちはどうしていいのかとか、やっぱり不審に思われるところがあると思うんです。学校の先生が一生懸命やっっているのは当然わかっています。だけども、ここはちょっと教育委員会のほうで、飯塚市の教育、学校における生活については、このような形をとっておりますといったような形のものを、はっきりとした明確なものを出していただければ、ありがたいと思っていますけれども、教育長どうお考えでしょうか。

○教育長

今質問委員からのご指摘、大変重要なことだと思っております。課長が答弁いたしましたようにこの新型コロナウイルスが感染拡大する中で、国もたくさんの通知を出して、たくさんの資料が出ています。その中には保護者向けというものもありますので、そういうのはちゃんと学校は増しプリをして配っておると思いますが、ここに来て、今おっしゃいましたように、私どもとして保護者向けというような、そういうこれまでも従前から咳エチケットやマスクの着用や手洗いの励行、基本的な感染症対策、そしてこの間に明らかになった新しい生活様式を踏まえた、そういったものも含めて、ご指摘いただきましたので、担当課長も言いましたように、そういったものを検討してまいりたいと思っております。また学校のほうには、さまざまな会議で伝えてはいますが、しっかり伝わっていたのかということも、再度再確認をしたいと思っております。

○兼本委員

よろしく願います。早急をお願いしたいと思っております。それで最後に今回、学校のほうでコロナが発生しました。今全国でもコロナ感染者に対する差別問題というのが非常に大きく出ております。特にやはり学校となるといろいろ大変だと思っております。これは誰が、どこで、どうしてなるかといったことも全くわからない現状です。ぜひ教育長、教員の先生も大変だと思っておりますので、そのあたりの人権のほうをしっかりと守っていただきたいと思っておりますので、ぜひどうぞ教育長、しっかりとお願いしたいと思っております。

○教育長

私どもも全く今質問委員と同じような考えでおります。8月3日に早朝9時から臨時校長会をいたしました。私の冒頭の挨拶の中でも、差別、偏見、誹謗中傷、こういったことはあっちゃならないということで、ぜひ学校にそういった取り組み、指導を徹底してもらうようお願いをしております。あわせてまずは私、市内の学校の職員が、これは人権を重視すべき特定職業従事者に当たりますので、昨日早速、市の教育委員会のメッセージということでお送りいたしました。さらには、私どもの耳に入ったところでは、やはり少し誰がかかったのかということを経験するような動きもあるように、実際私どもの教育委員会のメールに保護者の方からご指摘をいただいておりますので、早速保護者についても、まずは、該当する学校の保護者に対して、そういったものをお出しして、私どものメッセージを伝えて、ぜひ差別、偏見、誹謗中傷等ないように取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

学校の現場やまたコロナに感染してしまった人たちは本当に大変な思いでいらっしゃると思います。私もその本人やまた家族やその地域を、私自身も守っていかなくちゃいけない。本当

うに書かれているんですけど、4の経過のところなんですけど、感染したというところまでで終わっていて、その後どういうふうになったかというのが記述されていないと思うんですけど、私がいつも見ているわけじゃないんですけど、ほかの方から感染したと言って、その後何もないと大変不安だ、できればそこに、もうよくなりましたとか、まだ入院中ですかとか、そういうふうな記述がほしいというふうに言われましたが、これはいかがでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

実はコロナ感染症がそうまで広がっていない時期の公表については、実はそういった後の分まで、ホームページで県のほうが公開をいたしておりました。私もその件については、ちょっと県のほうに聞いたことがございまして、なかなかその辺まで詳しく公表すると、いわゆるその個人が特定されるのでやめましたというようなことの回答をいただいております。

○金子委員

確かに特定されることもあるかもしれないけど、やはりこれもいろんなとり方があるので、もう少しまた検討していただけたらなと思っています。次に行きますが、学校で発生したときに、PCR検査は誰がその後濃厚接触者として受けたか、お知らせください。

○学校教育課長

濃厚接触者につきましては、嘉穂・鞍手福祉環境事務所と話し合いをしまして、濃厚接触者につきましては、保健所のほうで話し合いをします。濃厚接触者がいる場合は個人情報保護の上で、その保健所から直接ご家庭のほうに連絡しますので、本来はそれ以上のことは、申せませんというお答えでした。ですが、今回急きょ日曜日にメールで、コロナ陽性者がいますという連絡を受けて、保護者の方、子どもたちもそうですが、非常に不安、心配をされてあったと。いろんな電話等も学校、保健所、私たちにもかかっておりました。もうおっしょりとおりだと思いました。それで、保健所のほうにお尋ねをしまして、早く次の一報を、メールを入れないと混乱するだろうということで、保健所に日曜日の夜から月曜日にかけて、報告をしまして濃厚接触者はいましたが、その日のうちにも検査を受けていただくようになって、その日のうちに結果をいただきました。陰性でしたので、月曜日の夕方、19時に第2報のメールを流すことができまして、皆さん、安心してくださいというメールをさせていただきました。そんな形で今回の件に関しましては、大変保健所のほうにも大変ご無理を言いまして、言えないところ、またはなかなかできないところも、学校というところを踏まえてもらいまして、報告また行動をとっていただいたところでございます。

○金子委員

結局は誰が受けたかと聞きたいんですけど、今だったら経過もわかっているんですよ。保健所と話し合いながら保護者に連絡したとわかったんですけど、誰が受けたかというところは私は聞きたい。

○学校教育課長

そのあたりのところは、申し訳ございませんけど、公表は控えさせていただきたいと思いません。

○委員長

答えられないということですよ。

○金子委員

やはりこれも本当に、もう少し丁寧な対応がほしいみたいなんです。保護者はやっぱり自分の子どもたちがやっぱり行っているの、教室の子どもたちの中で受けている人も、そうじゃない人も。ものすごくやっぱり不安で、いろんな人が自分ところは何かかかっていないけど、これ大丈夫なのかなとか、本当に思っている以上に、やっぱりいろんな方法で広がって行って、それが反対にもものすごく不安だということがありますので、もう少し、なんでしなくていいのかまでを書いていただけると、何も連絡がないからいいと思うだけではなく、ど

うという理由でなくていいかというところを、もう少し丁寧に書いていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長

その内容につきましては、8月3日月曜日に、先ほど言いましたメールの中でお知らせをしたところですが、このメール文につきましては、実はこういう経験をしている政令都市がありまして、そこの情報交換を前々からやっていますので、そんなことがあった場合の報告のメールの内容、そしてその内容を保健所と相談をして、これで皆さんが安心するのではないかなという形のメールを出させてもらったところでございます。

○金子委員

やっぱり連絡するというのも、本当にこうして一文一文を考えなくていけないので大変だと思います。また地域の方、例えば図書館だったり、子育て支援センターだったり、そういうところの方たちも学校が休みになったのは知っている、でも自分たちに何も連絡が来ないとなると、どういうふうな対応をしているのか、何も言われないから何もしなくていいのかと、やはり不安になるみたいです。学校で起きたことなただけでも、やはり地域の中で心配されなくてもいいですよとか、図書館は普通どおりにやってくださいとか、そういう配慮があったのか、またそこまでいっていなかったのか、そこら辺を教えてください。

○学校教育課長

コロナの件が出まして、日曜日に該当校長と教頭先生と学校に来てもらいまして、打ち合わせをした中で、PTA会長または地域のまちづくり協議会等に連絡をいたしまして、地域のことの実情を説明してくださいと校長先生にお願いして、それはやっていただいたところです。

○金子委員

いろんなところで、これでいいとかやっぱり難しくって、いろんな人はいろいろ心配するので、自分がもしかかったらとか、地域に住んでいたらとか、学校の横に住んでいたらとか、そういうことを具体的に思ったら、方策が出てくると思うので、本当に大変なのは本当にわかるんですけども、もういま一步具体的などころでイメージをして、対応していただければと思っています。

では、学校が約1週間ぐらいにお休みになるというふうに聞いていますが、その対応はどうなるか、もし決まっていれば教えてください。

○学校教育課長

その後対応としまして、1週間お休みさせていただきますので、9月28日から11月20日までの期間の中で、週1回のペースで7時間目の授業を実施するということと、冬季休業期間中の出校日も考えているということで、校長先生からお話を聞いております。

○金子委員

もう1回、9月28日から11月20日までの間に週1回ペースで7時間授業を、これは小学校1年生、全ての学年で行うということですか。

○学校教育課長

その学年まで詳しくは聞いておりませんが、校長先生の話によりますと、それで計画しているということを確認しております。1年生は授業数、年間授業数が少ないですので、そこまで上学年に合わせる必要性はないと思いますので、まだそこら辺は詳しく調べてみたいと思います。

○金子委員

それから学校で消毒をしたということなんですけど、どんなふうに消毒したか教えてください。

○教育総務課長

消毒の内容についてですけども、まず保健所の方と学校長を初め学校関係者、そして学校

施設の維持管理は総務課のほうでやっておりますので、教育総務課職員と立ち会いのもとで感染された方の動線の確認、その動線を確認後、エタノール、アルコールを使用しまして、動線を確認した部分の消毒を行ったということです。

○金子委員

わかりました。消毒についてなんですけど、飯塚市が次亜塩素酸水を使うということで先ほどの資料、出していただいた12ページに令和2年7月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議というのがありまして、その中の今後の新型コロナウイルス感染症対策についてというところで、ソリューションウォーターの取り扱いとありますが、ここではどんな話し合いが行われたのか、教えてください。その前の私たち議員の情報としては、6月の最後の議会のとときに、安全が確認されない限りは噴霧はしないというところで私は認識しておりましたが、その後どんなふうに取り扱いの話し合いが行われたのか、お知らせください。

○新型コロナウイルス対策室長

ソリューションウォーターの取り扱いについてでございますが、次亜塩素酸水については、国などの機関につきましても、物に対する除菌、効果は認めるものの人体の影響はWHO及び諸外国の知見も踏まえ、推奨しないというようにしているため、本市としても物に対する除菌、消臭として使用していこうということで考えまして、この7月7日におきましては、そういう使い方であれば、市としていろんな公共施設を所有しておりますので、どのような活用の仕方があるのかというものを今後検討していきましようというような形での会議をいたしております。そして調査とか、そういうものをやりながら、最終的にまだ現状検討中でございますが、最終的に市としてのソリューションウォーターの活用の方法について、方針を出すということで考えております。

○金子委員

きのうの協働環境委員会の中でも、この次亜塩素酸水の噴霧器の使い方については、同様のご回答をいただいているようですが、もう一度行政アドバイザーの意見は、どのようなものかお知らせください。

○新型コロナウイルス対策室長

次亜塩素酸水についてのアドバイザー会議の中での意見としては、次亜塩素酸水というのについては、空間、空間噴霧というのについては、ちょっと厳しいのではないかと、意味がないとか、空間噴霧については、ちょっとやっぱりさすがに皆さん、もちろん国の見解、それからNITEの情報というのも皆さん御承知ですので、基本的にはNITE、国の考えといったところでのアドバイスをいただいております。それから、先ほど言いましたように、物に対していわゆるドアノブやトイレのドアなど共用部分で使うのは良いと思うというようなご意見もいただいております。ただ、物に使うにしても、これも国のほうが言っていますけれども、汚れはあらかじめ拭いた上で、ひたひたにした状態でしないとだめ、それから拭き取るというような量を使わないと効果がないというような形で、これも国のほうのNITEあたりが言った見解についてアドバイスをいただいております。それから、噴霧に関しては、ミストで噴霧して効果があるかというのは疑問があると、今後も効果があるというデータは出てこないのではないかと、そういう健康被害の懸念もあり、個人的には噴霧しないほうが良いということ。それから、手指消毒については、アルコールや固形石けんで十分であるということ、そういった意見をいただいております。したがって物に対しては、一定の効果があるということについてはご意見いただいております。ただ、やっぱりどうしても人体にかかわる部分については、リスクがあるというようなご意見がございましたので、本市としても、人体にかかわるような使い方についてはしないという方向で、今後整理をしていこうというところで今後も、検討をしていこうというふうに考えております。

○金子委員

この問題はずっと同じというか、N I T Eの見解とまたいろんな見解、また市のやりたい方向性というのが、いつも同じなんですけど、やはり丁寧な、先ほどと同じように丁寧な説明ができない限り、私は使用が難しいのではないかなと思うんですよね。ここの行政の、この市役所でここで決まりましたと言っても、結局もし使うとなれば、学校の先生が一人一人使い、何百戸とあるクラスの中で使う。それにかかわる生徒、そして保護者が何千人もいるわけですよね。それをやっぱりイメージすると、大丈夫ですよ、会社も言っていますから大丈夫ですよと言っても、それが浸透するかどうか分からない。そうは言ってもN I T Eが言っていましたよねというのは絶対出てくるわけで、幾らここで大丈夫ですよと言っても、大きな流れがない限り、私は難しいと思うんですよ。そして、いくら噴霧する人たちの、実際に誰がするかとなったときに、ここにいる人、誰もしないんですよね。結局また忙しくなるのは、学校の先生たちだと思うんですよ。またそれを対応するのも学校の先生たち、ここの教育委員会の方たちも忙しくなるかもしれない、だけど一番大変なのは、学校の先生、担任の先生たちだと思うんですよね。そこをやはりしっかりと考えていただいて、私は、今回はやっぱり噴霧はなしだと思います。人体にも影響しないか、そしてまた物にもやっぱり、いろんな電気のものがあったりする。そこに本当に安全が確認できないということであれば、私は噴霧はできないと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

そういう、もちろん国あたり、N I T Eの見解、そういうものも含めて、今検討しておりますので整理をした上で、議会のほうにもお知らせしたいというふうに思っております。

○金子委員

やはり何度も言いますが丁寧な報告、そして報告しない限り、やはりいきなり使ったということがないようにお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、ちょっと長くなっていますので手短に済ませます。まず学校のほうでの発生なんですけど、同僚議員のほうからいろいろと質問がありましたので、違う視点からなんですけど、まず今回、今現時点でお休みの状況になっているかと思うんですけど、今まで当初は、学校で1学年で出たらその学年は休ませるとか、2人出たら全部学校を閉めるとかという方針があったと思うんですけど、今そこはどうなっているんですか。

○学校教育課長

まず、WHOが出しております積極的疫学調査実施要領というのがありまして、それに基づいて、コロナに対する捉え方が変わっております。まず、濃厚接触者と呼ばれる方が発生した場合は、2日前の隔離から感染の期間になるというものや、濃厚接触者と判断する目安としましては、1メートル以内で15分以上の会話をした相手となる、またマスクをしていれば、それには該当しないと、そのように、ちょっと緩やかに流れが変わっております。また6月に出されました資料がございますが、――。

○委員長

学校内でのマニュアルが変わったかどうかを質問されているんですが、それをもう一度。

○学校教育課長

すみません。原則、72時間の時間がたてばコロナウイルスがなくなるということで、最低4日間の間あければ、学校は復旧することができますというふうに変っております。

○永末委員

以前、出してもらったときには、学年で1人出たら学年閉めるとか、2人出たら学校閉めるとかという方針だったと思うんですけど、それが今どうなったのか。実際今回出て休みになっ

たわけじゃないですか。それはどういう基準のもと休みにしてという、どういう基準が適用されているのかが知りたいんですよ。

○教育長

すみません。私から説明させていただきます。今、質問者がおっしゃいましたように、それはたしか3月下旬ぐらいの基準ですよ。それはいわゆるインフルエンザとかで適用をしていた学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖ということでございます。その後私どもでは、4月15日ぐらいこれはもうホームページには、上がっていなかったかもしれませんが、個々の事例で違いますんで、保健所の調査や助言で、その中でその人の行動履歴とかをしっかりと見ただ上で、臨時休業の必要性、あるいはその期間を考えたということを考えておりました。今回適用したのはだんだん学校の中で、やっぱり児童生徒あるいは教職員の感染者が出てまいりまして、本当にいつ飯塚市で起こっても、おかしくないという状況の中で、学校でかなり感染者が出ました北九州市教育委員会等から対応の先進事例を受けまして、今課長が話しましたように、物に付着すれば72時間で消滅すると、それプラスアルファ、それだけじゃだめなので消毒ということで、4日間ぐらいは学校を閉じて、その間に保健所のほうから濃厚接触者を特定して、その検査結果を見て、その内容によっては、もしかすれば学級閉鎖をしたほうがいい、あるいは学年閉鎖をしたほうがいい、これはもう非常に深刻だから学校をもう少しというような対応で、今申しましたように原則4日ぐらいは最低閉じたいということを考えました。今回、学校のほうでの適用いたしましたのは5日間ということで、私どもとしてはそれをもとに適用をした次第です。

○永末委員

わかりました。要は一律の基準ではなく、その場その場に合わせ、状況状況に合わせて、保健所のほうと協議しながら、その学校に適用させていくということで、今回は5日間休みをとったというふうなことかと思えます。ちょっと同僚議員からもあっていましたけど、やはり私もちょっと身近に今回起こりましたので、実際に身近なものとして感じたんですけど、やはり一番多かったのが、個人情報とそれに対応してやはり情報がないがゆえに、必要以上の方々まで不安が広がって、必要以上の経済がとまっているんですよ。というのもちょっとクラスとかもわからない状態だと思うんで、そのクラスじゃない父兄の方とかも休みをとったかというのでも聞いたりもしていますので、そういうのが出てくると思います。今回はそういったことになったと思うんですけど、おそらく今回起きましたんで、ほかのところでもまた起きてくる可能性は出てくると思うんですよ。いろんなところで起きてくる可能性をむしろしっかりと想定しておくべきだと思います。そうなったときに、例えば1人出るたびに全部閉める、1人出るたびに全部閉めるとなると、ただでさえ遅れている授業というのは、どんどんどんどん遅れていってしまうので、そういう意味でも、やはり今回の状況というのをしっかりと分析していただく必要があると思うんですよ。先ほどちょっと同僚議員からの答弁を聞きましても、濃厚接触があったけれども、要はクラスターになっていない、発生していないというふうなことでいいかと思うんですよ、先ほどちょっと話を聞いていたんですけど。それ以上の今感染状況というのは認められていないということなので、となりますとそういったことから考えますと、今まで市のほうがされてきた対策というのは、一定程度効果があっているんじゃないかなと私はちょっと思っています。例えば1時間に2回の換気とか、きちんとこのマスクをして対応するとかというふうなので、今回に関しては今のところ発生しないのであれば、防げたのかなというふうなところがありますので、今回のケースとかをしっかりと分析していただいてやはり必要な部分、最低限の部分を開閉していくというふうなことをちょっとやっていただく必要があると思います。ただそうなったときに一方でやはり不安ですね、保護者の方が不安に思いますので、そこ解消する方法として、ちょっと質問先が変わりますが、コロナ対策のほうになるんですけど、厚生労働省のアプリ、ICTを使っているアプリ、ほかの国は全部ICTで

管理していると思うんですけど、なぜかちょっと日本においては、そのあたりがちょっとまだ普及しきれていないということで、厚生労働省のホームページで見ますと、8月5日きのう時点、17時時点で1157万件の登録数というふうなことなんですけど10人に1人っていないぐらいの感じなんですけど、例えばこれ飯塚市だけでも、もう全員入れてくださいというふうなことで、もうちょっと強かに推奨していただければ、例えば私は入れていますけど、入れている数が少ないと思うので余り、なんでしょうね、この情報を信用していいのだろうかというふうなことになると思うんですけど、ここがそれこそダウンロード数がしっかり全市民に行き渡ればそれだけその接触というのが見える化されますので、その部分で不安というのは、だいぶ軽減されていくと思うんですよ。そういったことをぜひともちょっと具体的に検討していただきたいんですけど、ご答弁いただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

感染アプリ、COCOAについては、私どもも重要なもの、必要なものというふうにご考えておりますので、今やれるところで周知というのはやっております。特にやっぱり社会活動が経済活動を維持しながらもやっていくためには、本当にこの感染アプリというのは、本当に今後必要だというふうにご認識しております。昨日も協働環境委員会の中でも、広げるために何らかのインセンティブ的なもの、ポイント的なもの、そういうものもかけ合わせたところで、広げるという方法も検討できないかということのご意見も出されましたので、そういったことも踏まえてやっていきたいと思っておりますし、先ほども言いましたように啓発の全戸配布とか、パンフレットとか今後もやっていきますので、その中にも推奨していくというような文言の枠はとっていかうというふうには考えております。

○永末委員

ぜひ早急にスピード感を持ってやってください。もう全市民に入れるぐらいの心意気でやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。